

令和5年

建設委員会会議録

とき 令和5年11月27日

品川区議会

令和5年 品川区議会建設委員会

日 時 令和5年11月27日（月） 午前10時00分～午後4時43分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さえ子 君 副委員長 まつざわ 和昌 君
委員 渡辺 ゆういち 君 委員 若林 ひろき 君
委員 木村 健悟 君 委員 のだて 稔史 君
委員 西本 たか子 君 委員 田中 たけし 君

出席説明員 中村都市環境部長 有江都市整備推進担当部長
鈴木参事 竹田住宅課長
（都市計画課長事務取扱）
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 長尾建築課長
河内環境課長 品川品川区清掃事務所長
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
（危機管理担当部長兼務）
櫻木土木管理課長 工藤交通安全担当課長
森道路課長 高梨公園課長
（用地担当課長兼務）
北原河川下水道課長 平原防災課長
羽鳥防災体制整備担当課長 伊藤災害対策担当課長
辻広報広聴課長

○午前10時00分開会

○新妻委員長

ただいまより建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、請願・陳情審査に際し、後ほど広報広聴課長にご出席いただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は5名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 議案審査

第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出等 建設委員会所管分）

○新妻委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出等 建設委員会所管分）を議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○櫻木土木管理課長

それでは私から、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち建設委員会所管分について、概要をご説明させていただきます。

まず、歳出予算補正についてです。予算書の14、15ページをご覧ください。14ページ下段の表、6款土木費です。3項河川費、1目河川下水道費から16億円を減額し、補正後の総額を34億5,461万6,000円とするものでございます。内容は、その右、15ページの説明欄にありますように、第二戸越幹線整備工事の経費であります。

次に、ページをおめぐりいただき、16、17ページをご覧ください。6款土木費です。6項住宅費、1目住宅費に1,100万円を追加し、補正後の総額を10億4,985万4,000円とするものでございます。内容は、その右、17ページの説明欄にありますように、住宅確保要配慮者入居促進事業経費であります。

次に、債務負担行為補正についてです。18ページおよび19ページをご覧ください。第二戸越幹線整備工事に係る債務負担行為の限度額として、当該年度以降の支出予定額として21億500万円を追加で設定し、合計で82億8,037万円とするものでございます。内容は、第二戸越幹線整備工事に係る令和6年度の経費であります。

補正予算の詳細につきましては、それぞれの所管からご説明させていただきます。

○竹田住宅課長

それでは、第76号議案、住宅確保要配慮者入居促進事業の協力金についてご説明いたします。

補正理由でございますが、住宅の確保に配慮が必要な方を支援する入居促進事業協力金が、実績増により当初予算を上回ることが想定されるため補正予算を計上して、当該事業の安定運営を図るものでございます。

事業概要でございますが、高齢者、障害者、ひとり親世帯、低所得者が自分で住まいを探すことが困

難で、住居の確保に配慮が必要な方に対して、区と登録不動産事業者が連携して民間賃貸住宅の情報を提供するものでございます。その情報提供により入居された場合は、住宅確保要配慮者と賃貸借契約を締結した賃貸人およびあっ旋を行った不動産事業者双方に対して協力金を支払うことで、入居の促進を図るというものでございます。

協力金の実績推移でございます。昨年度、令和4年度1年間の協力金の支払い実績が141件、今年度、令和5年4月から10月までの協力金の支払い実績は103件であることから、今後、11月から3月までの間に100件の実績が想定されることから、100件分の補正予算をご提案するものでございます。

予算ですが、当初予算が1,200万円のところ、1,100万円増額補正いたしまして、都合2,300万円とするものでございます。

○北原河川下水道課長

私からは、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算、建設委員会所管分のうち、第二戸越幹線整備工事（下流部シールド）に関してご説明いたします。

1. 目的をご覧ください。本件は、戸越、西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、平成29年度より事業を進めている第二戸越幹線整備事業のうち下流部シールド工事におきまして、シールド工の進捗が遅れ実施期間が当初の債務負担期間を超える見込みとなったため、令和5年度予算の補正および債務負担行為の追加を行うものでございます。

2. 工事概要につきましては、記載のとおり、シールド工事等を行うものでございまして、今回、工事期間について、令和2年度から令和5年度までとしておりましたものを、令和6年度までといたします。

3. 補正概要をご覧ください。工事期間の変更に伴い、執行が見込まれない分として令和5年度の予算額を16億円減といたしまして、令和6年度に新たに債務負担行為額として21億500万円を設定いたします。合計額として5億500万円の増額となる内訳といたしましては、今後見込まれるシールド到達に関わるものやインフレスライドへの対応など、今後変更が見込まれる工事費および施工監理費について計上させていただいております。

4. 工程表につきましては、現在想定されている工程を記載しておりまして、現在の工期は令和6年3月29日までとなっておりますが、今後、工事の進捗状況を踏まえ、工事期間の延伸を行ってまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

住宅確保要配慮者入居促進事業のほうなのですけれども、今年度、利用が増えているということで、その利用が増えた要因をどのように分析されているのか、伺いたいと思います。

それと、第二戸越幹線のほうでは、今回、この工事が遅れた理由ですね、そのところを伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

住宅確保要配慮者入居促進事業でございますが、こちら、事業開始が令和3年11月29日からということで、昨年度は、まだ事業の周知がいま一つだったところだと思うのですが、徐々に事業が

周知されてきてまして、それで今回、昨年度を上回る実績になっていると考えております。

○北原河川下水道課長

今回遅れた理由といたしましては、今回のシールド工におきまして発生する残土については、掘削した場所からポンプ圧送で地上まで持ってくるような方式を採用しております。現在掘削している場所が細砂層でして、ポンプで圧送する圧送管が締め固まって詰まってしまう、閉塞してしまうという状態が起きておりまして、それにより思ったような進捗が出ていないという状況でございます。

○のだて委員

住宅確保のほうは、周知不足がだんだん周知されてきたということで、要配慮者の方が入居できるということはいいことだと思いますので、進めていっていただきたいと思うのですが、今年度からですか、生活保護の方は支給金が、一般の方は、一般の方とかそれ以外の方は6万円支給だと思うのですが、生活保護の方は4万円に下げられたと聞いておりますけれども、私は下げる必要がないのではないかと思います、下げてしまうと利用への影響がないかということが懸念されるわけですが、助成を受けたうちの生活保護の人数を、今、資料では昨年度から出ておりますので、昨年と今年とで教えていただきたいと思います。

それと、第二戸越幹線のところで、掘り出した土を圧送する際に詰まってしまうということで、こうしたことは事前に想定することができなかつたのかどうかということを知りたいと思うのですが、今回、工期が延びてしまって、5億円、さらに予算がかかるということにもなっておりますので、そうするとやはり区民の税金がさらに使われてしまうということになりますので、そうした管理をしっかりしていただきたいなということで、伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

生活保護受給者の方の実績でございますが、令和4年度は、低所得者の方が30件、令和5年度は、まだ期の途中でございますが、43件ということで、決して減っている状態ではないと考えてございます。

それから、なぜ金額を変更したのかということでございますが、生活保護受給者は生活保護扶助の一つである住宅扶助を受給しており、代理納付も進んでいることから、他の属性の方々に比べると、賃貸人にとって入居を可とするハードルが幾分低いと考えられるため、他の属性の方と金額差をつけることとしたものでございます。

○北原河川下水道課長

事前に想定できなかったかというご質問ですが、この工事が始まる前でも、ボーリング調査をやりまして、土質の状況は把握していたところでしたが、想定以上に細かい砂が分布していたということで、こういった状況になってございます。

ただ、現在も少しずつではありますが進んでいる状況でございます、細砂層を抜ければ進捗が戻るかと考えておりますので、改善に向けて対策するとともに、可能な限り早く終われるように努めていきたいと考えております。

○のだて委員

住宅確保のほうは、生活保護の方が住宅扶助を受けているというのはそのとおりですが、やはり家賃の関係だけでなく、生活保護の方は低所得の方とか高齢の方というのも多いと思うのですが、そうした中で、別の障害というのですか、ハードルがあるのではないかと思いますので、今年度については特に引き下げたことによって減っていないということで、それはよかったと思うのですが、生活保護

は生活保護で受給者の方はハードルがあると思うので、下げる必要はないのではないかと私は思うというところは意見として述べておきたいと思います。

第二戸越幹線のほうは、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

最後に、今回、補正予算ということで組まれておりますけれども、住宅改善工事助成、通称エコ&バリアフリー住宅改修助成が10月6日で予算上限に達してしまっていて、あと約半年残っているというところで今年度の受付を終了しているという状況になっています。住宅改善工事助成も区民が利用できるように補正予算を今回組むべきだったのではないかと思います、いかがでしょうか。なぜ補正を組まなかったのか、伺います。

○竹田住宅課長

住宅改善工事助成でございますが、こちらは毎年当初予算のほうで増額しておりますので、今回、10月に打ち切りとなったというところでございますが、昨年も10月でございました。当初予算で対応しておりますので、補正のほうは今回しなかったという結論でございます。

○のだて委員

昨年も10月で受付終了になってしまっているということでは、当初予算として増額しているということですが、やはりそれでも足りていないということだと思いますので、そこは補正を組んで利用できるようにしていくということが必要だと思いますが、改めて伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

事業によって希望の多い・少ないというのは年によって増減がありまして、こちらの事業は2月末までを想定している事業なのですけれども、年度によっては2月末まで執行されている年もありますし、たまたま今年度と昨年度は人気のため早めの終了になったと考えておりますので、今回は補正を行わなかったということでございます。

○のだて委員

年によって増減があるということなので、年度途中で受付終了になってしまったら、その分、補正すればそれに対応できると思いますので、そこはぜひやっていただきたいと。これは要望しておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

まず、住宅のほうです。区と登録不動産事業者が連携とあるのですが、どんな連携をされていて、不動産事業者の方の役割、それと、1件に対して100万円ですか、1件に対して補助額100万円と言っていたと、間違っていたら言ってください。その金額の目的というか、何に使われているのかということ。それから、ばらつきがあるのですね。令和4年・5年というばらつき。理由はいろいろあるかと思うのですけれども、一定していないというのは何か要因があるのかということ。

それからもう1つが、民間の賃貸住宅の活用という形では非常にいいことだと思うのですけれども、家主の方々の認識がかなり、いろいろな方がいると思うのです。その方々のご理解というのはどのような傾向になっているのか、教えてください。

○竹田住宅課長

まず、連携でございますが、区内に大きな不動産団体が2つございますので、そちらの不動産団体にご協力いただいて、会員の方に周知、そして登録事業者になっていただいているというところでござい

ます。

それから、金額が、生活保護受給者の方には4万円、それ以外の属性の方には6万円の協力金をお支払いしているところですが、何に使われているのかということですが、賃貸人の方には、これを機に、一人で住宅を探せない方を受け入れるきっかけ、動機づけにさせていただくということでお支払いしているものでございます。動機づけに使っていただければと思っております。

それから、月によってばらつきがあるということですが、探し始めてもすぐに見つからない方、あるいは、高齢者の方で退去しなければならないということを経主から告げられて、早めに探す方が多いということから、見つかったタイミングで入居されているわけですが、必ずしも一定ではないというところで、細かい原因というのは私どもも調査しているところでございます。

それから、家主はどのように考えているのかということですが、こちら、国土交通省の調査で、賃貸人における入居制限状況の調査という調査がございまして、それによりますと、住宅確保要配慮者の入居に対しては一定割合の拒否感を有していると。その主なものが、家賃の支払いに対する不安、それから他の入居者、近隣住民との協調性に対する不安ということが主な原因という調査結果が出ておりますので、こういった協力金を機に、こういった方々にもご理解をいただきたい、あるいは不動産事業者の方にはご協力いただきたいと考えて、行っている事業でございます。

○西本委員

ありがとうございます。認識の面については、今後さらに強化していただきたい、協力しながら変えていただきたいと思っておりますが、これから将来のことを考えたときに、多分高齢者、障害者、ひとり親世帯、低所得者に対する住宅問題というのはますます増えてくると思うのです。やはりこれは担当が違うかもしれませんが、高齢者施策としては、これから需要が増えてくる、しかも賃貸住宅も余りつつある、老朽化も増えてこようとしている、老朽化があるということもあると、マッチングも含めて、大きな視点に立ってこれからの予算を立てていかないと、多分途中で補正予算というふうにできるような状況よりも、増えてしまうのではないかなと思うのです。別に悪いことではないです。いいことなのですが、やはりこれは住宅施策という形で、しっかり来年度の予算にはとっておかないと、柱をつくっていかないと、また途中で補正、補正、補正。補正で可能なものについてはいいのですけれども、ただ、もうちょっと柱みたいものをつくって、品川区はやるぞという、やりますよ、安心してねというようなメッセージが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

委員ご指摘のとおり、対象の方、特に高齢者についてはこれからますます増えてくると予想しておりますので、こういった事業の重要性というのはますます増してくるものだと思います。そういった中で、賃貸人の方には、今後、対象の方がたくさん増えてくる、また、高齢者の方は若い人に比べて長くお住まいになるという傾向がありまして、一つの調査によりますと、平均13年ぐらい、一つのところにお住まいになるというような調査結果も出ていますので、長く住むということは移動がないということですから、空きも少なくなるということで、賃貸人の方にもメリットはあると思いますので、そういったところも、いいところ、悪いところも含めて賃貸人の方にはご理解いただきまして、高齢者等の方々にも賃貸住宅にスムーズに入居できるようなスキームと申しますか、行動を今後も考えていきたいと思っております。

○西本委員

ありがとうございます。これは来年度の予算にかなり、今の時期だと予算が決まりつつあると思うの

で、もう決まってしまうかもしれませんが、やはり住宅施策というのは福祉と非常に絡んでくる話だと思うのです。なので、どこからお金を出してくるか、福祉的なところから予算を立ててくるのか、それとも住宅課のほうで予算を立てるかというのはこれからだと思うのですが、非常に大切だと思います。なので、ぜひ来年度の施策の中には住宅対策というのをしっかり立てて、それなりの金額ですか、予算を立てていただきたいと要望したいと思いますが、後でそのお考えをお聞きします。

あと1点、下流部シールドの件なのですけれども、これ、よく分からないのです。令和5年度の当初予算額と、減額になったのですよね。令和6年度に予算はなかったけれども増やしたということで、インフレスライド、いろいろあるとはいえども、この見立てがどうだったのだろうなど。先ほども遅れた理由をいろいろご説明いただきましたけれども、もうちょっと計画的に様子を見ながら設定できなかったのだろうかという、そこだけ教えてください。

○竹田住宅課長

来年度予算でございますが、今年度は実績が増えておりますので、来年度予算は増額する形で、財政部門とも、今、折衝しているところでございます。福祉のほうも件数が増えていると聞いておりますので、福祉部門とはしっかり連携して、お住まい探しに困る方がないように、区としても連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○北原河川下水道課長

当初どのように考えていたかというところだと思いますけれども、まず、シールド工事の進捗に関しましては、通常どおり進めば、どんどん進んでしまうというところもございまして、この土質になるまでは今年度終わらないという想定は難しかったというところがございまして、ただ、今回補正しないと、工事を打ち切らなければいけなくなってしまうこともございますので、今回、こういった補正をさせていただいたというところになります。

金額に関しましては、受注者が決まった段階で、施工方法についてももう少し詳細な検討をしたり、インフレスライドといったものは、当初はなかなか想定できないところもございまして、我々のほうもそういう状況が発生したときに中身をもろろ精査しまして、必要なものを変更として計上させていただくという考え方でおります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

第二戸越幹線の関係で何点かお伺いしたいと思います。

今回、補正予算案が出たのは初めてですが、工期延長は今年でいうと2回目でありまして、9月26日に報告いただいた、8月16日に専決処分を行ったことに伴うまず1回目の延長がありました。これは取水工等の工事の関連が要因で91日延伸するというものでありましたが、今回はそのことは違うシールド工法過程で、土質が当初よりも違うものが出たために、管が詰まり、延長せざるを得ないという状況だったのですけれども、8月16日に専決処分をした時点で、要は取水工の関連で専決処分せざるを得ない、その時点ではまだ今回の土質の状況というのは分からず、今回やむを得ずの延長というご提案になったのか、前回の工期延長との関係性ですね、お聞かせいただきたいと思います。

○北原河川下水道課長

今回の閉塞する事態に至りましたのが、最初が8月17日という形になっておりまして、その後、いろいろな対策をしてきたのですけれども、今回どうしても年度内が難しいということで延伸をさせてい

ただいているものでございまして、前回の時点では想定ができなかったというものになってございます。

○田中委員

分かりました。やむを得ない状況で再延長せざるを得ないということではありますが、前回は9月1日という形での具体的な延長日程が専決処分されましたけれども、今回は令和6年度中ということでありませう。ただ、この表を見ると、第1四半期だから、6月末までぐらいには完了する見込みだというご判断なのかなと思えるのですけれども、その辺の見通しと、また、工事のそもそもの必要性は、ゲリラ豪雨対策で、被害を起こさないためにも、一日も早く第二戸越幹線が必要だということで工事していただいているわけですが、再び延期されてしまうことに伴う全体の影響度というのはどのように受け止めていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○北原河川下水道課長

今後の進捗にもよりますけれども、シールド工事自体は年度内に何とか到達するよう、今のところは目指しているところでして、その後に仮設の片づけ等を行って、工事が終わるという形になります。今回、補正予算を議決いただけたその後に、工期の延伸、契約の変更等の手続を進めていくという形になります。

委員おっしゃいます延長に伴う全体の影響というのはもちろんあると認識してございますので、今後、工夫ができないかというところは、検討していかなければいけないと考えているところでございます。

○田中委員

分かりました。見通しも含めて、なるべく早い竣工を目指していただけるように、ぜひお願いをしたいと思います。いつゲリラ豪雨が発生するか分かりませんので、そういう意味でもお願いをしたいと思います。

あと、予算の関係で、16億円減額されて、令和6年度に21億500万円ということで、5億500万円が追加されております。この内訳としては、先ほどのご説明のように、シールドの到達に関わるコストなどとインフレスライド分が入っているということではありますが、ここを両方一緒にしてしまうこと、インフレスライド分がどれぐらいなのかというのと到達に関わる費用が幾らというのは全く別の視点のものでありますので、これはぜひ分けてご提案をいただくべきだったのではないかなと思ひます。

インフレスライド分だけでいうと、いわゆる変更の場合は、5%以内は専決処分でということでありませうけれども、ちょっと詳細が分からないのですが、5億500万円のうちのインフレスライド分がどれだけなのかということで、それも要は5%を超えるので議決が必要だと捉えて、我々としてはご提案いただいたものに対して捉えるべきなのか、あるいは超えるからなのか、あるいは補正予算ということなので議決を求められているのかという、その辺の専決処分規定との関係性について、特にインフレスライド関連についてのより詳細なご説明をいただきたいと思ひます。

○北原河川下水道課長

今回、補正を行いまして、そしてその後に契約変更、増額の変更を行いますので、その金額が、令和5年の1月12日に議決している金額に対して5%を超えれば、再度議決が必要になることになりませうし、専決処分になった場合も別途ご報告させていただくという形になります。

なお、前回、8月16日に専決処分いたしました金額も含めて5%になった場合ということになりませうので、限りなく次回は議決になる可能性が高いのかなと思ひているところでせう。

○田中委員

今回は債務負担行為ということでもあるのですが、令和6年度でのまた、当然、慎重審議を我々はしていかなくてはならないわけですが、今後、いろいろ質疑をするに当たりまして、シールド到達に関わるコストとインフレライドは全く別の観点の予算でありますので、今後はぜひ分けていただいて、議会での質疑がより密度の濃いものになるように、そういうご報告、ご提案をお願いしたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○若林委員

住宅確保のほうは、事業概要、資料にもあるとおり、高齢者、障害者、ひとり親世帯、それから先ほどありましたように生活保護の方もその対象ということで、令和4年度と令和5年度、10月までになりますが、それぞれ対象者の件数を確認させていただきたいと思います。

それから、シールドのほうは、今、田中委員から詳細な質疑がありましたので、大体これまでの流れの中で承知をいたしました。参考までに、要因となった細かい砂が出てきたというのは、どこら辺でそういう現象になったのかお教えいただいて、また、今後、見通しが立ちつつあるというようなお話もあったので、大体何mぐらいなのかというところが分かれば、教えていただきたいと思います。

○竹田住宅課長

入居促進事業の属性別の内訳というところでございますが、令和4年度の高齢者が58、令和5年度が57、それからひとり親世帯が、令和4年度は1、今年度も1、それから障害者が、昨年度が2、今年度が2、低所得者は、昨年度が80で、今年度が現在43となっております。

○北原河川下水道課長

シールドが大体960mぐらいあるのですけれども、そのうち600mを超えたぐらいのところこういう現象になってございます。今、少しずつ改善されてきてはおりますが、どこまで続くかというのは、分からない状況にございます。

○若林委員

住宅確保のほうは、数字を確認させていただきました。いずれにしても、高齢者、それから生活保護の方ということで、引き続き来年度以降も、私たちも推し進めている施策の1つでございますので、区民サービスの向上に頑張らせていただきたいと思います。

協力いただいている不動産の2つの団体の事業所・店舗の数に比べて、あっ旋をさせていただいている実働の店舗数というのも参考までにお聞かせいただきたいと思います。これは、実働の店舗数・事業所がまだ少ないのだろうなというのをご相談いただいている中で感じているところでございますので、なぜ今からご答弁いただくような店舗数にとどまっているのか、また、今後ご協力いただく事業所・店舗数を増やすにはどのようにしたらいいのか、また、店舗数が増えるという、今後そのような努力の成果が表れるとしたら、先ほど西本委員のお話にもありましたけれども、来年度以降の予算について、そこをもう一重、確認の意味でご答弁をいただきたいと思います。

シールドについては、ここには北品川三丁目、西品川一、二丁目、戸越二丁目とあります。どこにその現象が起きたのかというのをお聞きしたいと思います。

○竹田住宅課長

ご協力いただいている不動産事業者数でございますが、10月末現在で82件の不動産事業者にご協力いただいております。それで、昨年度、令和4年度は13件の不動産事業者の方にご協力いただい

いて、今年度につきましては、10月末までの数字ですが、10件の不動産事業者にご協力いただいているというところでございます。

全体の登録数に比べて、この事業に関わっている不動産事業者数が少ないのではないかというご意見でございますが、不動産事業者の方も、大きな物件あるいは売買を得意とされている事業者、あるいは賃貸を得意とされている、特にこういった配慮が必要な方のご紹介を得意とされている方、様々ございます。そういったところで登録数に比べて少し少なくなっているというところでございますが、今後増やす方策としましては、今、各店舗の入り口等に貼っていただくステッカーを制作してございまして、図案のほう、どれでいくかというところで最終的な検討をしているところでございます。今年度中には事業者の方にお配りできると思いますので、そういうものをきっかけに、配慮が必要な方々が、ステッカーが貼ってあるからここに相談してみようみたいな、そういうきっかけにさせていただいて、多くの事業者にご紹介いただけるきっかけにしていきたいと考えております。

○北原河川下水道課長

失礼いたしました。西品川一丁目の大崎ガーデンタワーの前の付近になります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○まつざわ副委員長

ご説明ありがとうございます。1つだけ住宅確保のほうで、私も予算の拡充という部分では賛成であって、これからこういった事業というのは大切になると思います。それで、大家への周知というのは本当に重要なのだなと思ったのです。当事者と不動産屋だけが知っていても、やはり大家がこの事業を理解していないと、なかなか物事というのは進まないと思っていて、例えばこういった予算は、これは現在は賃貸人とあつ旋を行った不動産屋に協力金を支払うという形ですけれども、例えば大家への周知という部分に、何とていばいいのですかね、もっと広報に努めるというか、そういった予算分というのはこれには入っていないのか。入っていないのなら、そういった周知の部分もしっかりしていくべきではないかと思っておりますけれども、そこら辺を教えてください。

○竹田住宅課長

副委員長おっしゃるとおり、最終的な入居させる・させない、許可する・しないということの決定権はオーナーのご決断というところで、オーナーの意向というのは大きなポイントだと考えております。ただ一方で、大家の意思決定に大きな影響を及ぼしているのは、建物の管理を請け負っている不動産事業者というところもありますので、当面は不動産事業者のほうに積極的に働きかけ等を行いまして、不動産事業者を通じて大家にもご理解いただくというような形を、当面はそういう方策で進めていきたいと考えております。

○まつざわ副委員長

ありがとうございます。まずは不動産業者で、例えばチラシなんかをつくって、そこが大家に理解できるようなことが区で後押しできればいいと思います。要望です。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会。

○まつざわ副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○田中委員

賛成です。

○新妻委員長

それでは、これより第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算（歳出等 建設委員会所管分）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和5年請願第16号 リニア新幹線の建設中止を求める請願

○新妻委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和5年請願第16号、リニア新幹線の建設中止を求める請願を議題に供します。

こちらの請願は初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

〔書記朗読〕

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

それでは、お手元の資料、区民に対するJR東海の取組みについて、ご説明いたします。

1、区内で実施した工事説明会等の開催状況でございます。平成26年11月から令和3年9月にかけて、進捗状況に応じて適宜説明会を開催し、令和3年10月に調査掘進を開始したところでございます。その後、令和4年8月にシールド機の一部設備の故障および点検の実施を公表し、故障した設備の修繕とカッターヘッドに付着した土砂の除去作業を行っていくことが示されました。令和5年3月には、

設備の修繕と土砂の除去作業が完了したことから、用地内においてシールド機の状態や周辺への影響の検証に必要な範囲におきまして掘進を再開し、令和5年5月に調査掘進を再開したところでございます。

調査掘進開始後、曲線区間の掘進が続いた中で、徐々にセグメントが組み立てにくい傾向が表れたため、セグメントとシールドマシンの点検を行ったところ、スキンプレートの一部が変形していることが判明いたしました。令和5年10月にその事象が公表され、今後、形状復元作業を行っていくことが示されたところでございます。

こうした中で、JR東海は区民に対し、資料の表、右側の欄に記載している方法によりまして、適宜情報を発信し、周知を図っているというところでございます。

次に、2、現在の取組みでございます。現在、JR東海のホームページにて、シールド機の位置や工事進捗状況等を公表しております。また、必要の都度、沿線住民の皆様に対し書面によるお知らせを配布するなど、情報発信を図っているところでございます。

次に、3、今後の取組みでございます。JR東海は、調査掘進完了後に、今回の事象への対応も含め、地表面の変位や振動等の調査結果について説明を実施することとしています。また、本掘進開始後は掘進時期に合わせて順次、オープンハウスによる説明を行うなど、適宜情報発信を行っていくこととしています。

区といたしましては、引き続きJR東海に対し、必要な安全対策を確実にを行い、区民の不安払拭に向けて丁寧に取り組むよう求めてまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、このリニア新幹線、2度目の工事停止という状況ですけれども、1月の時点で、現在と同じ124m掘り進んだところで止まっているという状況です。この工事ストップの原因を区は、先ほど少し説明されましたけれども、JR東海から説明を受けているのかどうか、先ほどの説明からもう少し詳しくご説明いただければと思います。

それと、この間、同様の大深度地下工事で陥没事故が起きた調布市の外環道の問題を把握すべきだということによってきましたけれども、それは把握されたのかどうか、伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

1点目の今回の停止の理由でございますが、公表されていますとおり、曲線区間での掘進が続く中で、一部に局所的に土がたまってしまうと、その大きな圧力がスキンプレートを押し、変形させたものと認識しております。

この事象につきましては、7月の段階で124mの地点になった、こちら、段取り替えを行うももとの地点でございますが、ここであえてこの事象があったから止まったわけではなく、ももとの予定がこの時点でございまして、そちらで点検を行った結果、このような事象が発覚したというところでございます。

もう1点、外環道の地盤補修工事につきましては、元の地盤強度に戻すために、高圧噴射攪拌工法によりまして地盤補修工事を行っているものでございます。

○のだて委員

工事のマシンが壊れてしまったというところでは、点検した際に見つかったということで、もしこれ、

点検しなかったら、このまま進んでいたら、こういった事態になってしまったのかと思うのですが、区でそうしたところ、想定しているところがあれば、伺いたいと思います。

今、曲線部、曲がっているところでこうした事態が起こっているということですが、そうすると、このカーブというのはこれからどこまで続いていくのか。また、このカーブのところ掘り進めていったときに、また止まってしまうということが起きてしまうのではないかと危惧されますけれども、いかがでしょうか。

それと、外環道のところは、地盤補修をしているというご説明だけだったのですが、もう少し補修工事の内容をご説明いただければと思います。そうした補修をやるために住民が立ち退かされているという状況ですので、補修工事の内容をご説明いただければと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問を3点いただきました。

まず、点検していなかったらどのようなことが起きたかというところなのですが、先ほども申しましたとおり、曲線区間を掘進していく中で、シールドのセグメントが組みにくくなったことが発生しましたので、点検しないということはまず考えられないのかなと思っております。その中で発見されて、今回7cm程度のへこみが発見されたということでございますので、点検は予定どおり行ったのかなと思っております。

カーブがどこまで続くかというご質問でございますが、今公表されている資料ですと、現在、半径900mの曲線区間を行っておりまして、その後、調査掘進が終わりましたら、調査掘進の区間が半径900mの曲線区間になっておりまして、その後、曲線から直線へと移っていく区間があって、その後は直線区間ということで認識しております。

外環道の地盤補修につきましては、延長が約220mで、幅が16m、厚さが35mから40mの深さをセメントの改良体で置換して補強していくことになっております。先ほども申しましたが、こちら、地盤改良体を連続配置することで元の地盤強度に戻すことを目的にやっているものと認識してございます。

○のだて委員

カーブ部分は、調査掘進の範囲ということだと、300mということになるとは思いますけれども、やはりそうした中で、また新たにこの工事がストップしてしまうということが起きては困ってしまうと思いますし、この間、2回、マシンが壊れて止まっているというところを考えると、住宅街にこれから調査掘進が終われば出ていくと。調査掘進の間もあるかな。ということになりますので、住宅街に出ていったときにもマシンが止まってしまったということが起きたら、地上への影響というのも起きてくるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

外環のほうは、ご説明いただいて、今までの土質と全く違うものに変えていくということだと思います。そうしたことで住民が、補修工事をするためにその範囲の方は全員立ち退きをされているという状況になっておりますので、今までの生活を続けられないということだと思います。

こうしたシールドマシンの地上への影響というのが様々なところで起こっているのです。区はほかのところでも起こっていることも把握されているかどうか、伺いたいと思います。ほかにも広島ですとか様々なところで起こっていて、振動やら騒音やら、生活がままならないということが起こっておりますので、品川でもそうしたことが起きてしまうのではないかと危惧されますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、ご質問の1点目ですが、今回のシールドが住宅街に出ていってしまったら、地上への影響があるのではないかとこのところでございますが、区といたしましては、そのような事象にならないように、J R東海に対して引き続き安全対策を求めているものでございます。

また、外環道の、ほかの地区のシールド工事等々の影響を把握しているかというところでございますが、シールド工事全般といたしまして、振動、騒音というのが一定程度、問題になることが多くございますので、先ほども申したとおり、今回のリニアに関しましてもそうなのですけれども、私たちといたしましては、そうならないように、極力抑えられるように、事業者に求めていくものでございます。

○のだて委員

ならないよというところなのですけれども、恐らくどこのシールドマシンの工事をするところでも、安全ですと始めていたが、結局、住宅のほうに、住民の暮らしのほうに被害が出ているということだと思います。そうしたことがないようにするには、今止まっているのですから、やはりここで中止するというのが一番だと思います。

実際、品川で掘り進めていって、陥没ですとか空洞が起こったら、区はどうするのか、伺いたいと思います。今、外環道のところでも、陥没や空洞が発生した後もトンネル工事などを進める中で、川の沿岸で新たに地面がへこんだりとか小さな陥没が起こっているという状況ですので、さらに地盤が壊されているということになって、今補修をしている住民の方だけでなく、ほかの住民の方も暮らしに不安を抱えているということになってしまいますので、やはりこれは中止すべきだと思いますけれども、実際起こったときにどうするのかということと、外環道の陥没事故が起こったところで、区はこの教訓をどのように考えているのか、教訓として何を学んだのか、伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問を3点いただきました。

まず、中止することを求めるということでございますが、区といたしましては、リニア中央新幹線は3大都市圏の大動脈輸送を二重系化し、こちら、J R東海が国土交通大臣から認可を受けているものでございますので、J R東海の実施責任の下に実施されている事業であることから、区は引き続き必要な安全対策を確実に、区民の不安払拭に向けて、丁寧な取組を事業者に求めてまいります。

2点目に、実際に陥没等が起こった場合の区の対応ということでございますが、第一には、先ほども申しましたとおり、まずはそうならないように、引き続き安全対策を求めるものでございまして、区の対応といたしましては、まずは情報共有をしっかりと関係各所で連携することがまず最初に始まるものと認識してございます。

外環道から得た教訓というお話でしたが、こちらはJ R東海が責任を持って行っている事業でございますので、リニアのほうは、J R東海がそちらの教訓を生かして現在、調査掘進を行っているところでございます。外環道で得た陥没事故原因だとか、そちらを基に施工管理の強化策等々を現在試している状況でございますので、そういったところでリニアとしては生かしているのかなと思ってございます。

○のだて委員

外環道での教訓というのは、住宅街に被害が及ぶと。なので、やはり中止すべきだということだと思います。国が認可した外環道でも事故が起こっているということですので、そうすべきだと私は思います。

それで、工事車両の影響のことも請願には書かれておりますけれども、1日600台の大型ダンプが通行するというので、1日600台通るとするのはどの程度の交通量になるのか、イメージできるよ

うにお話しいただければと思います。そして、そのために、朝の時間帯は通学時間、通勤時間でもあると思いますので、そうしたところで7時半から8時半までは運行を停止するということですが、夕方の下校時など、そうしたところは停止しない理由を区のほうでは聞いているのか、伺いたいと思います。そして、工事車両が600台通行することで、道路の状況に悪影響はあるのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、残土運搬の600台というお話でございましたが、こちらはあくまでピークのときでの搬出車両の台数になります。それがどの程度、例えば1時間に何台出るかというお話かもしれないのですが、そこらは事業者の施工計画の中で詳細につづられていると思いますが、区としてはどのような形で出ていくかというのは把握していないところでございます。説明会の中で24時間の施工を行っていくということは近隣住民の皆様にも周知しておりまして、その中で、2点目の質問になりますが、朝の7時半から8時半というのは、登校時間ということもありまして、運搬はしないということになってございます。

夕方は配慮がないことを品川区は聞いているのかというお話がありましたが、JR東海からはそのような話は特に聞いておらず、工事車両の現場の入出量に関しましては、当然交通誘導員を配置しまして、歩行者および自転車優先の上、工事車両の誘導を行い、歩行者等への安全対策を施していると伺っております。また、工事に関係する車両の運転者に対しましても、JR東海が責任を持って、徹底した安全教育と法定速度の遵守をお願いしているところをJR東海からは聞いております。

最後の道路への影響というところでございますが、当然のことながら、運搬車両が増えていきますので、少なからず交通への影響は出ると感じておりますが、JR東海といたしましても、先ほど申したとおり、昼夜で施工を行うことは住民へ周知しておりますし、所轄警察にも発生土運搬の計画については適宜説明していると聞いてございます。

○のだて委員

事業者のほうで工事車両が1時間当たりどれだけ出ると説明しているという話でしたが、当初の工事説明会では1時間当たりというのは出ておりませんので、住民の方はあまりイメージできないのかなと思いますので、そうしたところも区として把握をしていただいて、やはり道路の状況にも影響は出るということですので、実際に請願では、緊急車両の到着が遅れたりとか路線バスの運行に支障を来すのではないかとこのことが言われておりますけれども、区としてはどのように考えているのか、認識を伺いたいと思います。

夕方の運行停止については特に聞いていないということで、区としてはそれで安全確保されていると考えているのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

交通に影響が対しての区の認識というところでございますが、先ほども申したとおり、区といたしましては、JR東海のほうは、しっかりと影響が出ないように、こういった形で出していくかというのは検討されていると思いますし、緊急車両や公共交通の運行に影響が出ないように極力配慮しているものと認識してございます。

あと、安全確保されているのかというお話でございましたが、こちら、先ほど申しましたとおり、出入口には交通誘導員を配置しながら一般車を優先的に通行させるなど、しっかりとその辺の配慮がなされているものと認識しています。

○のだて委員

工事車両が通ることによって住民への影響が出るということですので、出ないようにということですが、やはりそれでも出ると思います。

それと、説明会を実施してほしいということが請願の中でも言われておりますけれども、先ほどの説明でもJR東海がホームページで公表しているということですが、ホームページで公表するだけでは、実際にかかっている計画地の住民の方は知らない人がほとんどではないかなと思いますので、それだけでは駄目だと思うのです。ぜひ区としても住民説明会を求めています。やはりこの工事、2回もストップしているという中で、住民にはそれが直接は一度も説明されたことがないという状況ですから、ぜひ区としてもそれについて説明会を求めています。いかがでしょうか。

JR東海の説明ですと、不安のある方は個別に電話をしてくださいという感じなのですがけれども、つまり、心配のある方は自分でかけてこい。そうした姿勢でいいのかと思うのです。区としてもそうした対応でよいと考えているのか、これが丁寧な説明と言えるのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

説明会の件でございますが、先ほど申しましたとおり、JR東海からは、調査掘進完了後に、今回の事象への対応も含めて、調査掘進の結果等を取りまとめた上で、周辺にお住まいの皆様へ説明すると伺ってございます。

委員おっしゃったとおり、今回の事象に関しましては、工事事務所等で個別に対応すると聞いております。区としてそのような対応でいいのかというご質問もありましたが、説明会の開催というのは当然事業者が最終的に判断するものでございまして、区といたしましては、そういった説明をして区民の不安払拭を果たすことが本来の目的でございますので、説明会の開催ということにとらわれずに、引き続きJR東海に対しましては、区民の不安払拭に向けて、丁寧に取り組むことを求めています。

○のだて委員

不安を払拭することが重要なのだと。それはそのとおりで、心配な人がかけてくるだけで各計画地の方の不安が払拭されると、そう考えているのか、伺います。

資料の中にも、必要の都度、お知らせをしているということでも言われておりますけれども、その必要の都度とはどういうときなのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点ご質問いただきました。

不安払拭につながるのかというお話でございますが、先ほども申したとおり、質疑を受けることに対して、会を開くまたは個別に対応するというのが本来の目的ではないと私たちは思っております。一つ一つの質問に対しましてしっかりと誠意を持って受け答えするようにということで繰り返しJR東海には求めていますし、今後も繰り返し求めていきたいと思っております。

必要な都度でございますが、こちらは、説明会の開催のご案内や調査掘進の状況等についてのお知らせを適宜、沿道にお住まいの皆様へ配布しているとJR東海からは聞いてございます。そういった意味での必要な都度という表現でございます。

○のだて委員

そうすると、必要な都度というのは、進捗状況ですとか、工事をストップした場合も当たるのかどうか、そういう理解でいいのか、実際に今回お知らせをしているのか、伺いたしたいと思います。

それで、不安払拭に向けて誠意を持って対応するよう求めているということなのですがけれども、この間、工事が止まったりしているときに、実際に問い合わせても、まともな回答がないというのが実態な

のです。その後、こういうことがありましたという公表がJR東海からされるという状況になっておりますので、そうした問題が起こっているのであれば、今、問題が起こっているということで答えることが誠意を持った対応ではないかと思っておりますので、やはり説明会も含めて、やっていくということが必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

10月6日に公表いたしました今回の事象に関しましては、周辺住民の方に個別に配布をしているのかというお問合せだと思うのですが、こちらは行っておりません。あくまでホームページで公表したというものになってございます。

あともう1点、まともな回答がないというのが実態だというお話があったのですが、区といたしましては、そのようなことが実際に起きているかどうかというのは認識していませんが、そのようなことがないように、JR東海にはしっかりと丁寧に取り組むよう、繰り返し求めているものでございます。

○のだて委員

今回の工事が止まったことは配布していないということで、必要な都度、チラシを配ったり、住民の方にお知らせされていないなと思っておりますので、やはり説明会を実施すべきだと意見を述べておきたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

周知方法として、チラシ配布等というところに書いてあります関係自治会ということだと、該当するエリアが決まっているので、品川区全体には行っていないと思うのです。なので、周知徹底というのを区としてどこまで考えているのかということと、今、JR東海のホームページ見ていました。見ましたけれども、本当に分かりづらいです。お知らせのページがあって、それでJR東海ホームページを見てくださいと書いてあるのです。どこを見ればいいのかというのが分からない。検索をかけても、検索の仕方によってあちこち行ってしまうので、自分の欲しい資料がすぐに出てこない。だけど、詳細な資料はJR東海のホームページを見てくださいと書いてあるわけです。本来はそこにリンクを貼らなければいけないと思うのです。でも、それは何もないのです。それを見ただけでも、やはり説明不足なのではないかなとすごく思うのです。

なので、この表だと、いや、説明していますよと。これはJR東海の話ですから、区はそれを代弁しているということに過ぎないので強く言えないのですが、だけど、区としては、JR東海の周知方法が果たして区民の皆様方にどれだけ周知徹底されているのかというのは、やはり疑問を呈してほしいなと思うのですが、その辺の周知徹底についての認識を教えてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、周知の範囲として、区としてどこまで考えているかというご質問でございましたが、今、JR東海から伺ってございますのは、シールドの両端から40mずつ、全長で言いますと約100mの範囲になるかと思っております。延長につきましては、その都度、進捗状況に合わせて周知しているものと考えてございます。

もう1点、JR東海のホームページが分かりづらいというお話でございましたが、区といたしましては、最終的には事業者の判断になろうかと思うのですが、しっかりと住民の皆様が検索しやすい

ようなやり方ですとか、すぐアクセスできるようなやり方というのは、新たにＪＲ東海に求めてまいりたいと思います。

○西本委員

１００ｍというのは、例えば陥没など、いろいろ問題が起きているケースがあると思うのですが、それを踏まえてもこの範囲でいいとご説明されているのか、もっと広くしないと、もしかしたら同じようなことが、陥没などの問題が起きる場合であれば、もうちょっと広げなければならないのではないかと、その判断はいかがでしょうか。

それから、周知徹底のところでは、ぜひ言っていただきたい。皆さんもぜひ見てください。分からないですよ。資料を見てくださいますと、どこにあるか分からないです。今、私、見てみましたが、全分分からないです。検索の仕方が悪いよと言われてはそれまでなのですが、区民の方々が分かるようにという工夫はやはり努力すべきだと思うのです。

意見書もいろいろいただいて、それに対する回答も出ているのです。出ているのですが、それもサイトの奥に入らないと分からないのです。なので、それはぜひＪＲ東海に、今回の議会の中で請願が出てきたと。結果はどうであれ、しっかり分かるようにしてくれという要望はやっていただきたいと思いません。その辺のご意見をお聞きします。

○大石まちづくり立体化担当課長

２点ご質問いただきました。

まず、陥没等々発生した場合にも同様の場所での周知なのかというお話でございましたが、先ほども申しましたのは、例えば調査掘進の再開であったり、そういった事象が発生したときに周知する範囲でございまして、重大な事故だとか、そういった事象が発生した場合は、当然その規模に応じて周知する範囲や方法等は変わってくるものと認識してございます。具体的にどこまでやるのかというのはＪＲ東海からは聞いておりませんが、区としてはそういった認識を持っているところでございます。

委員からご提案のありましたＪＲ東海のホームページが検索しにくい、分かりづらいというのは、先ほども申しましたとおり、ＪＲ東海には求めてまいりたいと思います。

○西本委員

まとめますが、意見として、事故があつてからでは遅いと思うのです。なので、ＪＲ東海のほうもいろいろ想定しているのだらうと思います。こういう問題が起きるかもしれないというようなものがあるかもしれないので、そこはしっかり聞いていただいて、説明する場所のエリアというのが本当に今の状況でいいのかどうかという判断は、やはり品川区のほうで持っていただきたいなと思います。

起きてから説明するというのはあまりにも準備が整っていないと捉えてしまいますので、しっかりとその意図ですね、ＪＲ東海の方をしっかりと知っておかないといけないと思います。なので、それは今回の請願が出たということきっかけに、ぜひＪＲ東海には申し入れをしていただきたいと、意見として言わせていただきます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和５年請願第１６号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

結論を出すでお願いします。不採択でお願いします。

説明会のお話もありました。配られた資料の中でも、説明会の案内チラシ、周知チラシ、いろいろやられています。先ほど西本委員が言われましたホームページの見づらさというのは確かに十分配慮しなければいけない部分があると思いますので、引き続きJR東海へは、さらなるそういった周知の徹底というか、もっと見やすさを求めるということは続けていただきたいと思っております。

○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

いずれにしても、区民の生活を脅かすような、そういう工事はしてはならない。あくまでも安全第一で、そして地元の方々、区民の方々に丁寧な説明をしていただくように、区のほうでも取り計らっていただきたいと求めます。

○木村委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

細心の注意を払って、区民の皆さんの信頼を少しでも得るような回答を出して、説明を願いたいと思っております。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

リニア新幹線はそもそも様々な問題があり、必要ないと思いますが、シールドマシンのトンネル工事が何度もストップしています。このまま住宅街の地下を工事したら、被害が出かねません。建設を中止すべきです。

説明会についても、二度も工事が止まっているということを含めて、住人に説明すべきですし、今回の工事ストップのこともチラシを配布していないということ、そして丁寧な説明もされていないと考えますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

請願項目の2番は、住民説明はこれでも足りないぐらいだと私は思っておりますので、お気持ちは私も非常に共感するところがあります。ただ、1番目のところは、建設中止というふうには今の状況としては言い難いなということで、本日は不採択ということにいたします。

○田中委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

○新妻委員長

それでは、本請願については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、令和5年請願第16号、リニア新幹線の建設中止を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和5年陳情第39号 森澤恭子区長にC地区の再開発の永久中止を求める陳情

○新妻委員長

次に、(2)令和5年陳情第39号、森澤恭子区長にC地区の再開発の永久中止を求める陳情について、議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

〔書記朗読〕

○新妻委員長

朗読が終わりました。

理事者からの説明に入る前に、委員長より1点ご案内があります。

こちらの陳情第39号の本文中におきましては、個人情報に関わる記載がございます。説明・質疑および答弁に際しましては、個人情報の取扱いに十分配慮した上で行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中道都市開発課長

A4縦の資料、「大井町駅東口C地区」におけるまちづくりの動きについて、ご報告いたします。

概要といたしまして、大井町駅東口C地区では、今後のまちづくりの在り方を考えることを目的とした（仮称）東大井5丁目1～4番地区（C地区）勉強会が令和元年および令和2年、計5回開催されております。勉強会では、地区内の土地建物所有者の方が当地区の現状や課題について意見交換を行い、認識を共有した上で、将来のまちづくりについて話し合いが行われております。一方で、令和3年以降はコロナ禍もあり、開催されていないような状況でございます。

また、勉強会の幹事役の方々からは、令和5年度のヒアリングにおきましては、コロナの影響も薄れ、商店街に客足が戻ってきたことから、このにぎわいを維持するとともに、JR開発への来街者の動向に注視していきたい、また、多様な方が楽しめる雰囲気づくりやインフラの維持管理が必要などの意見も聞いております。

また、一部の地区内権利者によって、再開発を心配するというような話し合いも行われていると聞いております。

8月7日に、陳情者が参加しております会のほうから区のほうに決議文などが提出されております。大井町東口C地区のみ抜粋いたしまして、権利者の生活を不当に侵害する都市再開発事業の中止を要請すると。また、都市再開発事業を強行する場合には、これに断固反対せざるを得ないといった形で届けられております。

また、10月18日、区からの回答といたしましては、区といたしましては、東大井5丁目1～4番地区（C地区）のまちづくりは、地域の皆様がまちの現状や課題について十分に意見交換を行い、認識を共有した上で、将来どのようなまちにしていくのかを話し合っただく段階であると認識しておりますと回答しております。

また、前回委員会でご報告いたしました陳情者からの現場視察の依頼についてでございますが、11月15日に陳情者と日時等の調整のお話を区は行っております。陳情者からは、ご自身が参加しております会合のメンバーと相談したいといったお返事をいただき、後日、区のほうに連絡があったというところがございます。内容といたしましては、忙しい年末年始を避けて、1月下旬に現場視察を行いたいということを聞いております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

前日も同様の方から陳情が出されたとの説明がありました。現場を視察してほしいということで、1月下旬に現場視察の方向だということです。ぜひそこに森澤区長も参加していただけるように進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今回、説明資料の中で、勉強会の方々からの最近の声としてご説明がありました。新たな意見が出ているという書きぶりかなと思ったのですが、こうした意見が出ていることを区はどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

区長の参加ということでございますが、まずは事務分掌にのっとり、都市開発課のほうで対応していきたいと考えてございます。

また、勉強会の幹事役の方からのご意見ということでございますが、コロナ禍がありまして、コロナが明けて、こういった形で客足が戻ってきたと。非常ににぎわいがあるというところがございますので、また様々な意見があるのかなと思ってございます。

区といたしましては、今後のこういったまちづくり、または商売の継続、そうしたことを含めて、総合的に注視していきたいと考えております。

○のだて委員

現場視察のほうは、まずは所管でということなので、その後は区長にもぜひ現場に行っていたけるようにしていただきたいと思います。

それで、勉強会の方から、にぎわいが出ている、にぎわいがあるということで、そうすると、今のままでいいのではないかという意見が出ているということなのか、そこのところを伺いたいと思います。

C地区のあるところは、東小路もあって、昔ながらの飲み屋街があるというところで、そうしたところが有名というか歴史的なところにもなっているということで、テレビなどでも紹介されますけれども、こうした東小路の歴史的・文化的価値を区はどのように考えているのか、伺います。

○中道都市開発課長

C地区のご意見のところでございますが、実際にコロナが明けまして客足が戻ってきたと。また、ご商売をされている方々のお話を聞きますと、非常に忙しくなったというところで、今、非常ににぎわいがあるというところは区としても認識しているところでございます。

一方で、先日、火事等もございました。建物の老朽化または私道部分の老朽化、インフラの維持管理といったところ、様々な部分で、やはり安全といったところのまちづくりというところも必要だと認識しております。

これは、権利者の方々もそういった部分、安全という意味では、今後どうしていこうかということは話合いが行われているということとか、そういった意識を持っているということは認識しているというところがございます。

ですので、今はコロナが明けたばかりというところで、ご商売のほう、非常に忙しくされているということは聞いております。一方で、安全というところの今後の権利者の方々の認識というものを、区としては注視していきたいと考えております。

○のだて委員

東小路の価値ですね、そこを伺ったので、そこは特に認識がないということなのか、ご答弁いただければと思います。

安全なまちづくりは当然必要だと思います。そうした中で再開発が進められようとしてきたわけですが、再開発でないと安全なまちづくりはできないということなのか、伺います。私はそうではないと思いますが、再開発を行う中で、住民の平和な暮らしが奪われてしまうということで、今回もこうした陳情が出されていると。この間、繰り返し出されていますけれども、そうした必要な暮らしを奪うものだという自覚があるのかどうか、伺います。

○中道都市開発課長

歴史的なところというところがございますが、区としましては、東小路のにぎわいというものは今後も維持していきたい、またはそういったことは重要と考えておりますけれども、繰り返しになりますが、やはり安全・安心といったところのまちづくりというところも非常に重要と考えてございます。

また、再開発というところがございますが、まずは地域の方々が今後どのようにまちづくりをしたいのか、いくのかというところを話し合っていたことが非常に重要と考えてございます。

○のだて委員

まちの方々に話してほしいということなのですが、そうした中で、こうした再開発を永久に中止してほしいという声が出てきているということだと思います。この再開発でなぜこうした声が出てくるかといえば、今までの暮らしが壊されてしまう、住み続けたいという願いがかなえられない、こうした事態がたくさん起こるといったことなのです。この再開発によって暮らしが奪われてしまうということを品川区は認識しているのか、伺います。

○中道都市開発課長

再開発によって住み続けられなくなるというところがございますが、そこに住んでいる方々、権利を持っている方々につきましては、再開発事業というのは、その権利を今後の再開発が終わった後も維持することができますので、その中で、新しい建物の中で住み続けていただければと考えてございます。

また、お部屋を借りている方々につきましては、そこはやはりオーナーの方々とお話合いというところがございますので、区としましては、再開発の組合等に、そういった家を借りている方々に対しましては、きちんと補償の話、または不動産で、その場所だけでなく近隣周辺、そこにまたお部屋を借りて住み続けられるといったところなどを、指導とか、またはそういった調整をしているというところがございます。

○のだて委員

る説明がありましたけれども、再開発というのが権利は残せるというお話でしたが、再開発が進んでいけば、住み続けたいと願っても強制的に所有権を奪われてしまうものだというのを区は認識していると思いますが、そこを伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

所有権を奪われてしまうというところなのですけれども、従前に権利を持っている方々というのは、権利変換の中で、従後も権利を持つことは可能という認識でございます。

○のだて委員

従後も権利を持つことはできるというお話ですが、それまでには1回権利を奪われると。実際には権利といいますか、所有権を奪われるということになります。その後、実際住み続けられるかといえば、住み続けられない、借家の方は特に皆さん出ていってしまうということになってしまいます。こうした再開発はやるべきではない、私も中止すべきだと思いますけれども、改めて伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

繰り返しになりますけれども、従前に権利を持っている方々は、権利変換の従後ですね、権利変換を行った後に、従後も権利は持ち続けるということでございます。

借家人の方々につきましても、家賃の部分につきましても、オーナーの方々とのお話し合いの中で従後というのは決まってくるという認識でございますが、当該地、一丁目一番地、そこに住み続けたいということではないかもしれませんが、周辺の地区に住み続けられるように、再開発組合にはそういった配慮をしていただけるように、区としては組合に対して調整をしているところでございます。

○のだて委員

やはりその場に住み続けることはできないということですので、C地区での再開発はやめるべきだと述べておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

このC地区については、以前からいろいろとご相談を受けておりますけれども、かなり請願・陳情も出ております。私、考えるのですが、最近の再開発の在り方というのは、やはり見直しをすべきなのではないかということを強く思っているのです。

このC地区に関しては、一応エリアというのは決まっているのですけれども、この中で分割的に考えることというのは可能なのでしょうか。ここはやはり一体的に考えなくてはいけないものなのか。そもそも問題は何かといったら、ここの地域は商店街があるという部分、それから居住者がいるという部分なので、いろいろな目的で住まわれている方が多いのです。そうなってくると、安全というひとくくりでもくくれないし、いろいろな思いがあるので、ここは分割していろいろと開発を進めるという制度はないのでしょうか。まずそこをお聞きします。

○中道都市開発課長

エリアの指定といったところも、地域の方々に、再開発といいますか、まちづくりを進めていきたいという方々が集まった地域が、この地域だということになります。区がここの地域を指定したところではございません。

ですので、地域の方々がこれを拡大するのか縮小するのか、そういったところは今後の話し合いを継続した中で、またさらに練られていくのかなと考えています。

○西本委員

まだ自由度があるということですよね。要は、まちづくりの中で、住民サイドの方々がどういう合意をとって、こういうまちにしていきたいと思いますというのが出てくるということがベースにあるということで、そういう認識でよろしいかなと思うのです。

そうなってくると、先ほどもお話の中にもありましたけれども、東小路とか商店街がある、あそこを通ると、決してきれいとは言えないですよね。だけど、あそこに来られる方々の様子を見てみると、今どきこういうところがあるのねなんて、すごい観光的な要素もあるのです。だけど、あのままはいかないよねと。火事もありましたしね。というジレンマはもちろんあります。

ただ、あそこは、大きくは2つの団体が勉強会をされていてということなのですが、やはり根底はそこにあると思うのです。あの状況を何とかしたいねという思いは一緒だと思います。ただ、そこをどういうくりにするかによって、全体的に高層ビルをばーんと建ててしまって、そこに商店街を入れ込んでしまったという考えなのか、いや、そうではなくて、商店街は商店街で守っていこうよと。自分たちのご商売もありますので、その商売もきちんと成立するようなまちづくりにしようよなんていう形で、さらに地域の方々のご意見、交流ができるといいのかなと私は強く思っているところです。

なので、ここでの従来型の再開発ということではなくて、新たな再開発の仕方というのも模索しているのではないかと。ただ、従来型だと補助金の問題があって、恐らく商店街振興、ここは所管ではないのではっきり分からないかもしれませんが、そういうものとの組合せという形で、提案できないものなのか、そういう仕組みがつかれないものなのかと思っているのですが、何かございませんか。現状を教えてください。

○中道都市開発課長

まず、C地区のエリアについてでございますが、市街地再開発事業といったところで、仮にこのC地区が非常に小さくなったというところで、では、それが市街地再開発事業に見合っているのかというところでございます。そうしたときには、やはり市街地再開発事業というのは、一体的に、ある程度の規模の中で、新しいオフィス機能であったり、マンションを建てて多様な住民の方をそこに招き入れるといったもの、また、その周りを基盤整備すると。様々なそういった総合的なまちづくりというのが市街地再開発事業といったところになりますので、その範囲というのは、やはり一定程度の規模は必要なのかなというところ。または、駅とそのエリアを結んだときに、その動線の中の安全でないものといったところをどういうふうに改善していくのかということも併せて、やはり総合的なまちづくりは必要になってくるというところで、一定程度のエリア指定というのは非常に重要な部分かなというところ。なので、住民の方が仮に縮小したいとって縮小になったときに、では、それで必ずしも市街地再開発事業ができるかというところは、またそこは検討が必要なのかなと考えてございます。

また、古くなった建物を建て替えるといったところでございますけれども、基本的には権利を持っている土地建物所有者の方が新しい建物を建てますので、ご自身の資産、お金を投入して新しい建物を建てるといったところが通常の不動産の話だと思います。そうした中で、一定程度の規模の中で社会的な貢献も併せて進めていくというところで、区としてはそこに対して補助金を入れるといったところ、または、民間事業も一定程度、総合的なまちづくりと公共的な福祉を合わせて自分たちも動き、または民間活用するというところで、事業者のほうにも一定程度利益を出すといったのが市街地再開発事業という考えでございます。ですので、そうした民間活用をするという意味では、一定程度、事業者に対しても総合的な、いわゆるウィン・ウィンの関係性といったものをどのように構築していくのかというところ

ろが重要なかと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。ごもっともなご答弁といたします。ただ、その考え方でいろいろな地域をやっているのです。そのやり方の中で問題が出てきていることも確かなのです。再開発ということを考えれば、ある程度の広さが必要だと。民間事業者の方々、企業も、ゼネコン型と言われるように、利益を追求していくということも必要になってくるので、高いビルになったりというようなことは当然分かるのですが、まちづくりという考え方でいうと、そういうやり方ではなくて、違うやり方、例えば地域力、住民力、そういう方々の力をもっと引き出して、自分たちの中で解決するという、そういう余裕さというのも必要なのではないかと私は非常に思います。

今だからこそ、住民の皆さんがどういうまちにしていきたいか、どこを守っていこうとするのか、それから品川区、大井町の中での財産というところも言えると思うのです。だけど、このままではいけないという思いは皆さん一様に考えているわけですから、そこを、ある程度のエリアが必要だというだけではなくて、もっと広い意味での開発の進め方、まちのにぎわいの創出の仕方というのを考えていくべき時期に来たのではないかなと私は強く思っています。

これは、再開発の部分、土木部門のほうでやっていく部分ではなくて、やはり商店街振興の部署であったり、観光の部署であったり、そういうところとの連携によって、区民の皆様方にも提案できると。提案ですよ。こっちで決めるわけではないですよ。そういう状況をつくり上げるという、新たなまちづくりになり得るのではないかと、このC地区は、と私は非常に期待をしている部分でもあるのです。

なので、品川区としての役割というのはありますけれども、住民主体のところは分かりませんが、住民は制度的なことは分かりませんから、なので、そこをアドバイスしながら、住民の皆さんがもっと広い視野に立ってまちづくりを考えていただけるような、そういう仕組みをぜひ推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

C地区におきましては、現在、まちづくりというようなご相談は区のほうには来ていないところでございます。一方で、地域の方々が都市開発課に来られましたら、その部分につきましては丁寧に対応していきたいと考えております。

○西本委員

意見ですが、やはり広い視野に立ってください。再開発という意味合いも変わってきているはずですが。ゼネコン型の再開発は、成功しているものばかりではありません。先日、行政視察に行ったときに、福山市の再開発の在り方に私たちは物すごく感動したのです。やはり地上げなんかがあって、駅周辺の再開発をしようとしたけれども、それはやめたというような英断をして、住民の皆様といろいろつくり上げたということを私たちは学んできました。

それを考えると、これからのまちづくりというところは大きく大きく変わってくる要素がある。既にそういうところを実践した、実績を上げている自治体もある。ぜひそういうところを参考にさせていただいて、住民ともっと、このC地区については夢のあるような、そういう地域にしようよなんていうふうにして持っていけたらいいかと強く思いますので、ぜひお願いをして、意見として申し上げます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

これまで品川区各所で再開発が行われてきておりますが、全て、そもそもは地権者の方の発意でこのような勉強会から立ち上がって、再開発準備組合だとか再開発組合という、いわゆる再開発の法令に基づいて、最終的には地権者の方、地元の方の合意が得られて決定され、そこに対しては法律に基づいた範囲内で行政も支援をするような形でこれまでも行われてきていると思います。

日本の国ですので、法治国家ですので、行政、国が主体的にこうせよとかあせよということでもまちづくりが進められているわけではなくて、住民合意の下でこれまでも行われていると思いますので、陳情者、この文章の中にある、部長からの話合いを行ってということは、私は当然で、地権者の方、賛成の方、反対の方、それぞれのご同意があった上で、区としての再開発に取り組むという手順になっておりますので、話合いをしてくださいという姿勢は、これは私は正しい対応だと思います。

それで、今回の再開発は永久に中止を求めるという陳情者のご要望なのですが、逆に、これも行政として、この地域の再開発はしてならんというようなことも、法治国家の下では行えないのだろうと思います。都市計画の法的には、市街化調整区域のようなところは一定の規制が入るわけですが、品川区内は市街化区域ですので、このC地区も同様の地域ですので、逆に再開発は永久に中止を求めるということも、法律上、できないと思いますが、確認でご答弁をお願いしたいと思います。永久に中止をすることができるのかどうかということです。

○中道都市開発課長

再開発を永久に中止ということですが、再開発は、先ほど再開発の意義といったところをご説明しましたが、そうしたことを様々議論を経て、再開発に見合う計画をつくっていきますので、区のほうで永久的に中止という決定はできないと。地域の方々と様々議論を重ねて、再開発をするように持っていくという流れで今まで来ているというところでございます。

○田中委員

いずれにしても、再開発をする・しないも含めて、やはり地元の方のお話合いをしていただいた上で、それに対する結論をしっかりと重く受け止めた中で、行政としての対応が行われるのだろうと思いますので、そのような姿勢で臨んでいただけたらと思います。

一方で、西本委員も少し触れられましたが、9月下旬に火災がありました。そういった視点からは、私は地域の方の安全・安心を守るという視点からは、強制的ではありませんけれども、でも、より地域の、まさにここの人権ということもありますように、人権を守る、生命・財産を守るという視点からのまちづくりは当然必要だと思いますので、たまたま9月下旬の火災はそれほどの被害はなかったわけですが、木造住宅が密集する地域としては、他の整備が進んでいる地域と比べると危険度が高いと言われてしまっておりますので、そういった視点からは、地域の、区民の生命・財産を守る視点からの取組というのは私は必要だと思っておりますので、これは意見になりますが、そういった視点も踏まえた中で、また、住民の合意の下で、再開発を進めていただけたらと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第39号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

結論を出すでお願いいたします。不採択です。

こういった陳情は私もよく建設委員会などでお聞かせいただきますけれども、そもそもまちづくりというのは、お話のとおり、住民同士の話し合いというのが本来の在り方であって、行政はサポートする側というものと私は認識しております。その中で、品川区としては十分な話し合いのサポートをしているという私の認識です。

○若林委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

来年1月に陳情者等と区のほうで現場視察されるということも今予定されているということで、こういうことも1つのきっかけにしながら、まさに将来のC地区のまちづくり、どのようなまちにしていくのか、こういうことを地域の方々みんなでお話をして、まだ決まっていない再開発、その方向に行くのか、別の方向に行くのか、まさに地元の方々でお話をさせていただいて、そのために区はしっかりとサポートしていただきたいという趣旨でございます。

○木村委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

住み続けたい住民を追い出すこのC地区の再開発は中止すべきですので、採択です。

○西本委員

本日結論を出す。不採択でお願いします。

先ほど意見を申し上げましたので、それで代えさせていただきます。

○田中委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほども質疑いたしました、行政として永久中止をするということではできないということですが、一方で、話し合いもまた必要であると思っておりますので、そういった視点からも不採択でお願いしたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第39号、森澤恭子区長にC地区の再開発の永久中止を求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時02分休憩

○午後1時04分再開

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を再開いたします。

先ほど傍聴者より、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前、いわゆるアタマ撮りだけ自席から撮影を許可したということがございました。

では、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

前例どおりでお願いいたします。

○若林委員

今の委員長のご案内のとおりで結構です。

○木村委員

アタマ撮りでお願いします。

○のだて委員

審議に支障がない範囲で、いつでも撮影していいと思います。

○西本委員

前例に従っていただければと思います。

○田中委員

許可していいと思います。

○新妻委員長

許可とは、どの部分でしょうか。

○田中委員

アタマ撮りだけではなく、全般的に。

○新妻委員長

はい、分かりました。

それでは、ただいま各委員からご意見を伺いましたが、前例どおり議題に入る前のみ自席からの撮影を許可するという意見が多く出ましたので、議題に入る前、いわゆるアタマ撮りのみ写真撮影は認めるということにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方は、撮影をなさってください。

よろしいでしょうか。

(3) 令和5年陳情第40号 区民アンケート調査結果への区の対応に対する陳情

○新妻委員長

次に、(3)令和5年陳情第40号、区民アンケート調査結果への区の対応に対する陳情について、議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

私からは、陳情第40号に関連し、区民アンケートの回答状況等についてご説明いたします。

お手元のA4横資料をご覧ください。

羽田新飛行ルートに係る質問を含む区民アンケートにつきましては、令和5年8月1日から9月20日の間実施しており、本日は10月4日の区長記者会見資料に基づき、9月21日時点での回答状況についてご説明いたします。

初めに、対象および調査期間は、資料記載のとおり、また、回答数は、中学生を除く15歳以上の全区民では、速報値として8万6,537人、24.2%の回答率、また、区立小中義務教育学校の児童生徒では、こちらは確定値として1万2,649人、55.2%の回答率となっております。

現在取りまとめ中のアンケート結果は、年代や地域などによるクロス集計および自由記述欄の分析を実施し、今後、公表してまいります。

また、羽田新飛行ルートに係る回答に関しては、結果を取りまとめた上で、具体的な解決策を検討するよう国に働きかけてまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、資料について伺いたいのですけれども、今後の予定として、クロス集計、また、自由記述欄の分析を実施するという事です。クロス集計では、ルート直下での声ですとか、回答内容を公表するのかというところを伺いたいと思います。

自由記述欄の分析は、どのような分析をするのか。

そして、12月をめどに結果を公表予定だということですが、ここで公表する中身は、どういった中身になるのか、このときに自由記述欄についても公表されるのか、伺います。

○辻広報広聴課長

アンケートの今後の集計の仕方等についてのご質問かと思えます。

まず、クロス集計の仕方なので、フェイスシートということで、その方の年代ですとか地域別のこともアンケートの中に入れておりますので、それを基に、設問ごとに、どの地域で、どういった意見が多いということを集計をする予定でございます。そちらも公表する予定でございます。

2点目の自由記述の集計の方法なのですが、テキストマイニングというツールを使いまして、同じような言葉、例えば、「騒音」だとか、「飛行機」だとか、そういった言葉の幾つかの掛け合わせで同じ

ようなグルーピングをつくって、こういった意見が多いということを何回かやり直して集計をしていくといえますか、傾向を見ていくということ、今そういった作業をしているところでございます。

それから、12月を目途に結果公表ということで記者会見のときにもお話しさせていただいておりますが、その内容なのですが、やはり自由記述のテキストマイニングはかなり時間がかかるもので、こちらは12月のときには、設問ごとのクロス集計、そこまでのところを適正にしていく、そちらを公表していくというような、そのような流れになっております。

○のだて委員

テキストマイニングのところで、言葉ごとにグルーピングをして分析をされて傾向を見るということなのですが、すみません、詳しくないのですけれども、こういったことがこれで分かってくるものになるのか。ある意味、目的といえますか、そのようなところを伺いたいと思います。

クロス集計のところでは、どの地域で、どういう声があるかということ公表するということでしたので、ぜひクロス集計の分析をしたところも公表していただきたいと思います。

そうすると、12月にはクロス集計のところまでということでしたので、その後の公表は、こういったスケジュールになるのか、伺います。

○辻広報広聴課長

テキストマイニング、どのような傾向が出るのかというお話なのですが、いろいろなご意見をいただいた中で、その文章を単語ごとにまず分解して、どういう傾向の言葉が多いかということで、その意見が肯定的なものであるか、否定的なものであるか。飛行ルートについてはこういったこととか、あとは、自由意見欄のところ、どのようなことを求めている、例えば、このような品川区になってほしい、何々ほしいみたいなものと、ほしいの前に来る単語を合わせて、こういったことを要望している方が多いとか、そういったことを何回かやり直しながら考えていくということでございます。

それから、11月以降のスケジュールということでございますが、テキストマイニングを年内ぐらいまでに一定程度目途を立てられたら、年明けに全体のものを公表していくという、そのような予定になっております。

○のだて委員

年明けに公表していくということで、年度内か、それとも来年度になってしまうのかということも分かれば、伺いたいと思います。

今回、陳情の中では、こうしたアンケートの経費の内訳を教えてくださいということで求められていますが、実際、公費で行われているものですので出させていただきたいと思うのですが、予算の事項別明細を見ても、約1億円の委託費ということしか出ておりませんでしたので、ぜひご説明いただけたらと思います。

この間、区もこのアンケート結果を国に示していくということでご説明されておりますけれども、このアンケートに寄せられた声は、区長が直接国に届けるとか……。

〔「音量を大きくしてください」と呼ぶ者あり〕

○のだて委員

アンケートに寄せられた声は、区長が国に直接届けるということになるのか、ぜひ届けていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○辻広報広聴課長

まず、アンケートの全体の公表が、年度内か、年度を越えてしまうのかというご質問でございますが、

こちらは年度内を目途に作業を進めているところでございます。

それから2点目の経費についてなのですが、こちらは、まず総価契約になっておりまして、全体が8,195万円でございます。

陳情の中にも出ています多くの郵便料金というようには、総価契約ですので出してはいたないのですが、内訳の中で、郵便物の印刷や封入・封緘が発送作業で4,281万9,000円。今度は、回答の受領、後納郵便で戻ってくる分で1,261万6,000円という内訳になっておりますが、全体での流れですので、この中で郵便料金が幾らになるかというのは計算はできないところでございます。

○鈴木都市計画課長

アンケート結果ならびに国への働きかけについてでございますが、基本的には、国との調整ということになるかと思っておりますので、この場で区長が必ず参りますと、なかなか断言はできませんが、これまで、前区長が要望に行った際、二度ほど国交省のほうに直接働きかけを行っているとともに、今回、全区民アンケートを受けてという趣旨から考えれば、やはり区長に直接行っていただくということになるかというふうに考えてございます。

○のだて委員

ぜひ区長にも直接行っていただいて、住民の暮らしを守る立場で、ぜひ国にも求めていただきたいというふうに思います。

やはりこうした下で、陳情にもいろいろ書かれておりましたけれども、防音工事を自ら行ったという方ですとか、転居をした方がいらっしゃるということで、やはり様々被害を受けていらっしゃる。そうした被害を受けている人たちの意見を大切にしていきたいというふうに思うのです。

アンケートの中でも、先ほど、地域別で公表するということでしたので、そうした実際に被害を受けている人の声が出てくるかなというふうに思いますけれども、それが分かるようにしていきたいということと、実際、そうした声をしっかりと受け止めて、区民の被害をなくすようにしていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

やはりそうした被害の下で、区民の安全安心な生活が壊されているということですので、やはりそれもされるように国に求めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

羽田新飛行ルート運用開始以降、区民の方からは、区のほうに直接様々な声を寄せていただいているところでございます。区では、これまでもそうした声を直接国に届けておりました。今回、区民アンケートを行って、基本的に居住地、お住まいの地域をお聞きして、クロス集計をして、国に地域ごとの影響についても届けるということでございますので、その内容、結果を整理分析をして、区民の負担軽減につながる取組を、区としてもしっかりと国に届けていきたい、働きかけを行っていきたいというところでございます。

○のだて委員

国にクロス集計も提出をするということで、ぜひそうした区民の直接の声を届けていただいて、羽田新ルートは、そういうことであれば、ぜひ中止をしていただきたい、そういう立場で求めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

そして、自由記述欄については、これは公開をするということでいいのか、そこを確認させていただきたいと思っております。

○辻広報広聴課長

私から先に自由記述欄の公開についてのご質問にお答えいたします。

自由記述欄、基本的には、報告データとして出すように、今、検討しているところでございます。ただ、膨大な量で、個人情報が含まれているとか、その辺りの観点のところもしっかり精査をした上でということになりますので、少々お時間をいただくことになるかなとは思っております。ただいま検討しているところでございます。

○鈴木都市計画課長

羽田新飛行ルートは、国策として国の責任で行われているものでございますが、区としては、これまでも落下物あるいは騒音環境軽減に向けた取組を国に求めてきたところでございます。

アンケート結果の整理を今現在行っているわけでございますが、そうしたところをしっかりと整理分析をして、国のほうに区民負担軽減につながる取組をしっかりと求めていきたいというところでございます。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○西本委員

1つは、分析の方法として、テキストマイニングを使うというふうにおっしゃってました。これ、皆さん、当たり前のようにこの分析法を使うのです。ただ、この分析は、一番頻繁に使われる言葉が大きく出てくるのです。それと関連性も出てくるのです。だけど、その中に、気持ちというものが表れないのです。興味度は分かります。ただ、その中に、「嫌だ」、「困る」、「推進する」というふうに分かれるのだと思いますけれども、ただ、区民の人たちの気持ちまで、そのテキストマイニングで図れるとは私は当然思っておりません。ただ、分析の手法の1つとしてということであるならば、使うということは今は当たり前の世界になっているので必要なことだと思いますが、住民の人たちの気持ちをどうやって吸い上げるかということが一番大切だと思うのです。先ほど、自由記述のところは、今後検討すると、個人情報において検討しながらということなのですが、これはぜひやってほしいと思います。デジタル化はもうされているので、分析をする上ではデジタル化をしなければいけないので、ですから、そのままできるはずなのです。なので、あとは検討段階ですね。どこまで出せるかということだけだと思いますので、そうそう時間はかかりませんので、そんなに時間をかけないでやっていただきたいというふうに思っています。

その上で、区民の人たちの思いというのは、どこまで収集するのかということも1点確認させてください。

それから、このアンケートの内容について、私は議員の有志の中で、障害者団体等々に、気持ち分かるように、あれでは分からないと、点字になっているわけでもないし、非常に分かりにくいので、障害者団体の方々に対しても、しっかり意見聴取できるようなことを工夫してくださいという要望書を出したのですけれども、それがどこまで反映されましたかということです。

それから、区の考え方を示して国に働きかけをするということは分かりました。でも、何を言うのかということです。こういう結果でしたと言うだけでは、「ああ、そう」で終わりになってしまうのです。「品川区で全戸のアンケートをとりました。はい、こういう結果でした」だけでは、もらったほうも困りますよね。だから、品川区として、どういう考え方を持って、この羽田新ルートについては意見を申し上げるといところまでトップが言わないといけないと思うのです。では、その考え方をまとめるという段階の中で、どういうふうな流れで、どういうふうにとまとめようとしているのか、これは行く前に公表していかなければいけないと思います。品川区民の方々に、してからではない、する前に結果

を申し上げ、こういう方向で国に申し上げますというところまでの気持ちをまとめなければいけない。区の考え方をまとめなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○辻広報広聴課長

まず、テキストマイニングに関するご質問でございます。なかなか文章から、その人が肯定的な意見なのか、否定的な意見なのか、それをあぶり出すということが、テキストマイニングは難しいということとは認識しているところでございます。

ただ、その中にタイトフィルターというフィルターをかけることができまして、それで、幾つか見たら、こういう傾向があるということをもまず出させていただく。また、その中で、いや、でも、これだとまとまり切っていないからということで、何回かそれを繰り返して、なるべく区民の皆様のお気持ちをうまくまとめられるように作業をするというところでございます。

それから、オープンデータのお話なのですけれども、かなり自由記述は量がございまして、その中には、例えば本当に個人情報のお名前が入っている、そういったものは恐らく機械的にはできなくて、目検で見ないと駄目かなと今思っています。1件ずつ確認しないと、それが公開するのに適した内容のものかというか、本当に出して大丈夫なのかというのは、目検で見なければいけないかなというふうに考えておりまして、一定程度の時間をいただくかなというふうに認識しております。

それから、障害者の方とかハンデのある方が答えやすいようにというご要望をいただいて、どのような対策をしましたかというお話でした。まず1つは、障害者団体の方には、こういうアンケートを出すということを事前にはお知らせしております。了解をいただいているということと、障害者の支援センターですとか、地域センターのほうには、もしも分からないという方が、いらっしゃった方には丁寧に対応をお願いしたいということで、それをお願いをしていたところでございます。

○鈴木都市計画課長

今回、区民アンケートでお寄せいただいた、特に自由意見欄のところでございますが、委員おっしゃるとおり、1つ1つの声を大事に国に届けるということは、やはり非常に重要なことだと思いますが、その公開の仕方については、今、広報広聴課長が答弁差し上げたとおりでございます。

その中で、やはり自由意見欄の数も相当な数になりますので、ある程度テキストマイニングという方法で、一定程度、取りまとめというか、分析したものを、より伝わるような形で国に届けるということは、一定程度必要なかなというふうに考えてございます。

それから、国に行ってアンケート結果だけを伝えて帰ってくるということは当然ないわけでございますが、これは先ほどもご答弁申し上げたとおり、やはりそのアンケート結果から浮かび上がる内容を踏まえて、負担軽減等の取組を国に求めていくというところは、しっかり行っていきたいというところでございます。

それから、行く前の、実施前の区民への公表ということでございますが、要望書になるのか、どうなのかということ、しっかり今、検討しているところでございますが、その内容については、対国に対してまずは行うべきというところでございますので、その要望の内容も含めて、実施状況については、実施後にしっかり区民の方に公表してまいりたいというふうに考えてございます。

○西本委員

ありがとうございます。分析方法については、いろいろ検討されていると思いますので、区民の皆さんの気持ちがきちんと伝わるように、そうやって時間もかけずにお願いしたいと思います。

これをどう国に伝えるかといったときに、まずは、議会にかけなければならないと思うのです。議会

で議論する、チェックをするということがまずステップ的には必要だと思います。このように話をしまさずという形で区民の方々にお伝えしなければいけないと思います。その中で、またご意見がいろいろ出てくるかと思いますが、それを受けて、国のほうに、要は、それを受けて、品川区としての見解をしっかりとまとめて、それを国に渡していくという形にならないとおかしいと思うのです。勝手に読み取って、勝手に分析して報告をするというのは、あまりにも、これだけお金をかけてアンケートをとってやるには、少し安易過ぎはしませんか。やはり責任をとってもらわないといけないと思うので、そういう結果に基づいて、区民の方からの意見をこういうふうに捉え、これからの品川区としての考えはこういたしますというぐらい、はっきり区長が言うべきだと思うのです。そこを明確にするのかしないかも分からない中で、「はい、いいですよ」などと、私たちは言えません。やはりそこは議会に、せめて議会で議論をするという場を設けてもらわないと、それを踏まえて、国のほうに申し上げるといふ形にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○鈴木都市計画課長

今回行った区民アンケートの結果に基づいて、それを踏まえて、要望、働きかけを行っているということは繰り返しご答弁させていただいているところでございますので、何かそのアンケート結果から、先ほど勝手にというお話もありましたが、何か恣意的に取りまとめて要望書をつくり上げて持っていくと、これはやはり背景は区民アンケートに基づいてという形で働きかけを行っていくというところでございますので、しっかり区として検討して、つくり上げて、国のほうに働きかけを行っていききたいというところで、結果については、しっかり区民の方に公表していききたいというところでございます。

○西本委員

これだけのアンケートをとったのです。これだけのアンケートをとって、皆さんにご足労をかけて、その責任のとり方があるではないですか。だったら、その結果に基づいて、こういうふうに捉え、だから品川区の見解はこうだというものをまとめていくべきではないのですか。それで、区長は区民の皆さんの代表なのだから、だったら、それをまとめる作業が必要だと思うのです。だから、今までのように、意見をもらいました、行ってきました、それで終わらせては駄目ではないですか。その前にしっかりと品川区の中で議論しないと、その結果をどう捉えるかとか、どう考えていくかとか、どういうふうに表示していくのかとか、そういう話合いというのは、やはり議会があるのだから、議会で事前に、国に言う前に、きちんと議論する場が必要なのではないのでしょうか、それはいかがですか。

○鈴木都市計画課長

正に区民アンケートの結果、区民の声に基づいて働きかけを行っていくというところでございますので、そこはしっかり区として検討して、しっかりつくり上げて働きかけを行っていききたいというところでございます。

○西本委員

押し問答になりますので、強く強く要望したいと思います。これで終わったわけではありません。これからいろいろ議会がありますし、アンケート結果がこれから出されてまいりますので、いろいろな議員が、議員40人が、それぞれ意見があろうかと思っておりますので、しっかり議論していききたいと思っております。

この1から4番目まであります陳情項目、その内容を見ると、これはごく当たり前というか、それは当然ですよという内容だと私は思いますが、この中で、反論というか、いや、これは違いますよというところはありますか。1番目は、もう当たり前です。2番目、当たり前です。3番目のところは少し

議論があるかと思います。4番目、当たり前ですよ、これ、詳細を出さないと、みんなの税金を使っているわけですから、詳細に出さなければいけないと思います。

この1から4番目までに対して、品川区は、いやいや、そういうことではありませんからやりませんとか、反論があれば、おっしゃってください。

○鈴木都市計画課長

まず、委員お尋ねのこの陳情裏面の4点についてでございますが、1番については、正に今、結果について集計中だということでございます。

2番の集計、分析の内容については、分析の方法を含めて、先ほど、広報広聴課長がご答弁申し上げたとおりだということと、それから、このアンケート結果を踏まえての国への働きかけは、しっかり行っていきたいということでございます。

経費についても、先ほど、広報広聴課長からご答弁申し上げたとおりでございます。

○西本委員

この内容は、本当に当たり前だと私は思います。これはもうアンケートをとって、その報告は当然あるわけであって、その報告を、心配だから来るのですよ、こういうもの。分かりますか。それで、この団体の方々が1軒1軒回っているのです。自分たちで一生懸命気持ちを把握しようということ動いているという動きも考えれば、本当にこれはありがたいなと私は思っていますが、ぜひこれをしっかり、これからのアンケートの集計、分析は考えていただきたいと意見を申し上げて終わります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

今回の区民アンケートに関して、陳情代表の方が出されておりますけれども、建設委員会に出していただけたことをまずは感謝したいと思います。4月の選挙を経て、5月以降、議員としていろいろな質疑を行っておりますけれども、区民アンケートに関して、これはまず大前提として、陳情者の方に対してということではなくて、そもそも論としての区民アンケートに関してのことでもありますけれども、区長が、区民の意思を得て当選されて、区長が直接区民の声を聞くということに対しては、全く反論もなく、正しい行為だと思いますが、一方で、我々議会というのは、いわゆる二元代表制の下で、我々も区民の方々から票を得て議会を構成するような形になっておりまして、区長部局と議会は二元代表制の下、車の両輪だというふうに言われております。

それで、我々区議会議員も、区民の声を議会を通じて反映をし、それを実現するという使命がある中で、区長が、形の上では議会制民主主義という中で、間接民主主義ですので、議員の声を区民を代表する声として受け止めていただいているということで区政が運営されるわけですが、それをある意味、乗り越えてというか、その声は声としても、区長自身が、我々の声ではなくて、直接区民の方にアンケートをとろうとすることは、区長の行為は全く私は否定はしませんけれども、区議会議員として、議会の声ではなくて、直接、区民から声を聞きたいと言われてしまっていること自体が、私は、議会として、これまで5月から議会が始まって11月までの間に、区民アンケートをとることにに対して、議会サイドから自らを戒めるというか、そういうふうにされてしまったことに対する屈辱感を味わっているような方がどれだけいるのか。今までの発言の中で、誰からもそういう発言がなかったのか、どのように受け止めているのか、私自身は、区民アンケートを区長がとるということに対しては、議会の一人としては屈辱的な行為だったと思いますし、これまで発言する機会がなく、今回、建設委員会に、このような形で

アンケートに基づく陳情が出て、発言をする機会をいただけたということは、私はすごく感謝をしております。

なので、私自身、40人分の1かもしれないけれども、そもそもの区民アンケートをすること自体に対して、非常に議員として恥ずるべきものとして私は受け止めるべきだと思いますし、今現在、私はそのようなことで受け止めております。

それを踏まえて、今回の区民アンケートをこれから集計されて、結果が公表されるわけですが、では、その区民アンケートの声と議会サイドからの声が違った場合に、区長としてどちらを重ずるのかなどというような野暮な質問はいたしません、今後、区長がアンケート調査をして、その結果を、今も少し議論はありましたけれども、議会サイドに対して、それをどういう形で求めてこようとされているのか、これは区民の声としてこうでしたということで報告をする程度のことなのか、それに対して、議会に対して、賛成なのか反対なのか、ここはおかしいのではないかとかというような、そこまでの意見を求めようとしているのか、ちょうど広報広聴課長がいらっしゃったので、今回の区民アンケートの結果に対して、議会サイドにどのようなことを求めていらっしゃるのか、求めようとしているのか、そこを1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○辻広報広聴課長

区民アンケートと議員の声の関係かと思います。議会でのご意見というのは、もちろんこういった場でいろいろ議論いただいて、私どもも行政の仕事に反映させていくということは、まず大前提の上で、今までも、区民アンケート以外でも、世論調査ですとか、様々な形で直接区民の方の声を聞くという機会はあったわけでございます。

今回は、区民アンケートということで、羽田新飛行ルートのことも含め、区民の方の生の声を全員の方に細かくお伺いしようという趣旨で実施したところでございます。

その結果に関しまして、先ほど申し上げましたとおり、きちんと集計をしまして皆様にご報告する。また、その集計した中で、今の区政の中で何が足りない、どういったことが必要かということも分析しまして、次の施策に反映する上で、また皆様にご相談をさせていただくという、そのような内容になるかと考えています。

○田中委員

今後のことなので意見としてなのですけれども、要は、仮にですが、区民アンケートの結果と議会サイドの思いの違いがあったとしても、区長は区長で区長としてのご判断があるかと思いますが、そこは我々としては尊重して受け止めながらも、また議会ですれらを踏まえた中で、いろいろなご提案が区長からあるかと思いますが、そのことに対しては責任ある立場で、賛成なり、反対なり、様々な議論、意見を述べさせていただくことになるかと思いますが。

なので、今回の区民アンケート、区長のお立場としては、しっかり受け止めていただいて、それをどうするかということに関しては、その後の対応については、議会に対してどういうご提案があるのか、報告があるのか、そういったことも踏まえた中での対応は、40分の1の議員としては対応していこうと思います。

その上で、陳情のことに関しましては、こういういろいろな思いを持ってアンケートを踏まえた中での陳情でありますけれども、私自身は、議会制民主主義、二代表制の議員の立場からすると、区民アンケートに対しての意見は述べない。それはそれで受け止めていただき、陳情者の方の思いとしてはおありかと思いますが、これらを踏まえた上での意見は述べないと言いますか、後ほど、採決があ

りますが、そのときに述べたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○西本委員

これから採決になると思うのですけれども、ぜひそれぞれの会派の方々のご意見をしっかりとお聞かせいただきたいと思います。

例えば、賛成、反対、特に反対される方は、どこの部分で反対されるのかということを確認をお願いしたいと思います。

なぜかという、1から4番、先ほど私は聞きましたけれども、これに対して、どういうところが不備があったのか、どういうところは賛成するのかということをしてあげないと、陳情者の方々にもご理解いただけないと思いますので、お願いしたいと思います。

○新妻委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

○新妻委員長

それでは、令和5年陳情第40号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

結論を出す、不採択でお願いいたします。

先ほどお話も聞きましたけれども、1番から4番のお話です。1番に関しては、集計中であって、これからアンケートの結果が出てからでも、そういったことは品川区としても理解しておりますし、2番に関しても、十分に議論を尽くして内容は公平に公表するということでもあります。3番に関しても、国へこの結果を報告するという話もお話も聞いております。4番に関しては、広報広聴課長からも聞きました。全体の郵便の金額の中で、郵便料金は細かくは計算できないという話もお聞きいたしました。それを踏まえて、不採択です。

○若林委員

本日、結論を出していただきたいと思います。

この陳情者の方が自分の足で歩かれて様々な方々のお声を聴取されたということについては、改めて敬意を表したいと思います。

その上で、この区民アンケートは、正に品川区が、また区長が責任を持ってアンケートの結果については適切に分析をしたり、まとめるという責任がおありになると思います。その責任の中で、しっかりと国に対して区民の声を届けるということを最後までしっかりと行っていただきたいと思います。

その後のことについては、私たち、また区民も、様々な感想、意見は、それは申し述べる機会もあるのだろうというふうに思っておりますので、そういった意味で、不採択でお願いいたします。

○木村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

本当に地域住民の皆さんにとってみれば大変なことでありますけれども、国がやろうとしていること、

あらゆることに対して品川区は何ができるのか、それに対してはしっかりとこれから議論をしていくべきだと思っています。現在は不採択です。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

今回の区民アンケートは、住民の皆さんが住民投票をやってほしいということで署名をしてきた。その中で区長としては、そうではなくて、アンケートをするべきだということでやってきたもので、この住民の運動の1つの成果だと私は思っておりますので、アンケートを実施することはいいと思います。羽田のこのアンケート結果ですとか、経費について、区民にぜひ公開すべきだと思いますし、区民の安全安心の生活を取り戻すために、区長が自ら行動すべきだと思いますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出す、採択をお願いします。

不採択の場合にその理由もということで、皆さんにお願いいたしました。今のところは私のあとに田中委員がいらっしゃいますけれども、聞いていますと、この1番から4番のこの4つの項目に関しては、皆さん賛同していると私は見受けられました。そう捉えました。態度的には不採択というふうな態度をされておりますけれども、ただ、内容については、もう十分にご理解をしている上で、これからも、これを踏まえて分析をしていただけるものだろうと私は今までの意見を聞きながら思っておりますので、決して不採択になったからこれが破棄というわけではないだろうというふうに私は思っております。本当は採択という形で認めていただきたいところではございますが、意見として最後に申し上げたいと思います。

○田中委員

本日結論を出すべきということで、理由は先ほど申し上げましたけれども、区民アンケート調査結果を踏まえた意見は議員として述べるべきではない、取り扱うべきではないという視点から、不採択でお願いしたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。それでは、令和5年陳情第40号、区民アンケート調査結果への区の対応に対する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

広報広聴課長は、ここでご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(4) 令和5年陳情第41号 再開発発案者・武蔵小山商店街振興組合存続不能・都市開発課長暴言撤回に関する陳情

○新妻委員長

次に、(4)令和5年陳情第41号、再開発発案者・武蔵小山商店街振興組合存続不能・都市開発課長暴言撤回に関する陳情について、議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○新妻委員長

朗読が終わりました。

理事者からの説明に入る前に、委員長より1点、ご案内があります。

こちらの陳情第41号の本文中におきましては、個人情報に関わる記載がございます。説明、質疑および答弁に際しましては、個人情報の取扱いに十分配慮した上で行っていただきますよう、お願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

○新妻委員長

傍聴人に申し上げます。ご静粛をお願いいたします。

○中道都市開発課長

私からは、武蔵小山賑わい軸地区におけるまちづくりの動きについて、ご報告いたします。

これまでの主な経緯といたしましては、令和4年7月に、小山三丁目第1地区、第2地区の都市計画決定の告示を行ったところでございます。現在は、地域の中で事業認可に向けて検討が行われているところでございます。

また、今回、陳情の中に大きく3つ、再開発の発案者または商店街の存続不能、また、都市開発課長の暴言撤回といったところがございます。

再開発につきましては、地域の方々がまちづくりが進められてきていると区は認識してございます。

また、商店街のことでございますが、武蔵小山のビジョンを作成する際には、こういった商店街の方々とも意見交換を交わしてきたというところ。また、令和元年度に、商店街振興組合からは、より高度化した計画の策定依頼を受け、それを作成してきたというところ。また、現在は、それを踏まえたまちづくりが進められているところでございます。

都市開発課長の暴言の撤回というところで、当事者ではございますが、品川区議会のホームページに議事録が掲載されてございます。そちらのほうで確認を行いましたけれども、そういった発言をしているようなところは見当たりませんでした。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、今、陳情を朗読していただきましたけれども、その中で、高齢の方から、突然この再開発が始

まって、訳も分からず会場に説明を聞きに行ったと。その下で、今、どんどん進められて、自分のところにも調査が入るのではないかということで不安を感じ、睡眠薬を服用されている。終の住処として武蔵小山に暮らしてきた下で、やはりこの再開発によって追い出されてしまうということで、目の前が真っ暗になっていると。ここを出ていったら、のたれ死ぬしかないということも書いてありますけれども、こうした声を受けて、区はどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

それと、資料のところ、今、小山三丁目第1地区、第2地区、組合設立に向けた検討を行っているということですが、組合設立の検討とは、どのようなことを行っているのか。

また、「等」ということは、ほかにもやっているということだと思えるのですが、そのほかのこととは何をされているのか。

今、組合設立に向けてやっているということですが、令和4年7月に、この2つの再開発、都市計画決定をされたということで、今、1年以上たっているということになりますけれども、予定としては進捗が遅れているのではないかと思いますので、そうした理由を伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

今回、この武蔵小山から追い出されるという声でございますが、この方は、ここにマンションを購入したというふうな記載がございます。マンションの権利者というところがここで確認できるのですが、権利を持っている方ですので、再開発があったということになったとしても、権利変換の中で従後でこの当該地区に住み続けられるというところがございます。今まで準備組合が地域の方々に説明なりしておりますけれども、こうした中で権利を持っている方を追い出すといったことは発言はしておりません。その資料も区は確認しておりますので、そうした事実は特にないというふうな区の認識でございます。

また、2番目の組合の設立などというところがございますが……。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

○新妻委員長

傍聴人に申し上げます。ご静粛をお願いいたします。理事者の答弁に支障がございます。どうぞご静粛をお願いいたします。

○中道都市開発課長

こちらの組合の設立に向けてという状況でございますが、今は都市計画決定をして、ここが市街地再開発事業ができる場所でございます。実際に地域の方が最終的に組合を設立して事業を進めるかどうかといったところの話合いが、今現在、行われているところでございます。

また、「等」というものでございますが、今ここには事業協力者がいらっしゃいます。そうした事業協力者が、具体的にどのようなまちづくりにするのかといった検討もされているところでございます。

また、令和4年度に都市計画決定をしたところで、1年以上たっている現在の進捗がというところがございますが、先ほどのとおり、今現在、地域のほうで話合いが行われている中というところで、また、区のほうも、都市再開発法の中で3分の2以上といった同意がございますが、そういうことではなくて、より多くの方が同意した中でまちづくりを進めていきたいということも準備組合のほうに伝えておりますので、よりまちづくりに対して皆様が同意した中で進めるよう、時間をかけて進めているところでございます。

○のだて委員

今、組合設立に向けての検討をしているというところで、実際に進めるかどうかというところも検討

されているというご答弁でしたけれども、そうすると、進めない、中止をするということもあり得るのか、そういった検討はされているのかというところを伺いたいと思います。

この再開発の権利、所有者の方は追い出されないというお話でしたけれども、実際、やはり住み続けることはできないというのはそうですし、そのできた再開発ビルに入るとなったとしても、同じ面積では住み続けられない。入った後には、管理費だとか、修繕積立金ですとか、様々な負担が増えてくるということになって、結局は住み続けられないということになってしまいます。そうしたことがやはり追い出すことになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

今現在、まちづくりの中で、どのようにまちづくりをしていくのかというところでございます。もちろん都市再開発法の中で3分の2以上の同意がなければ、この事業は進まないというところでございますが、先ほども、繰り返しになりますけれども、より多くの方に、まちづくりに対して同意をもって進めていきたいというところで、今現在、お話し合ったりは検討がされているところでございます。

また、先ほどの住み続けることができないというところでございますが、再開発の建物になりますと、床面積の価格は、やはり従前に比べれば、一定程度高くなるということはあると思いますけれども……。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

○新妻委員長

傍聴人に申し上げます。ご静粛に願います。委員長の命令に従わないときは、品川区議会委員会傍聴規則第7条に基づき退場を命じますので、念のため申し上げます。

○中道都市開発課長

そうした中で、また、その建物の中でも、どこの部分であるかと、金額面の部分、または、その面積とか、そういったところの調整はしていきまして、先ほど、維持管理費などといったところで、今後どのようにしていくか、そこは丁寧に相談していくように、準備組合のほうには区としては指導しているところでございます。

○のだて委員

今後、丁寧に説明していくということですが、やはり住民の願いは、このまま住み続けたいということなのです。それがやはり、その選択はないという下で、この間、品川区は、選ぶことができます、自由がありますよということを言っているわけですが、選ぶたくない二者択一、これがあるというところで、自由と言えるのかなど。私は言えないと思いますけれども、そこを伺いたいと思います。

実際、この再開発を行っていった中で、従前にいた地権者の方が戻ってきていないというふうに思うのです。先行して行われた2つの地区がありますけれども、この陳情の中では、本移転者ということで書いてあると思うのですが、これが地権者で戻ってきた人ということだと思いますけれども、区は、この人数を把握しているということですが、個人情報も理由に公開しないということで、なぜこれが個人情報に当たるのか伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

そのまま住み続けたいということですが、今回これは都市計画事業というところで再開発事業は進んでいくものと。また、都市再開発法の中で手続が行われているものがございますので、区としては、その部分は法令に遵守して進めていきたいというふうを考えてございます。

法律の在り方につきましては、国のほうで議論されるべきものという認識でございます。

また、再開発の従前権利者の件でございますが、こちらは、再開発の組合のほうで情報開示については非公表ということを知っておりましたので、区としては公表はしてこなかったというところでございますが、その後、区は、組合と議論を行いまして、組合の解散届も一部提出されているところでございますので、一定程度、人数が確定したということを知り、公表していくというようなことになりました。

パルム駅前地区におきましては、権利者の88%が戻ってきてございます。また、駅前通り地区のほうでは81%の権利者の方が戻ってきているというところでございます。

〔傍聴席にて騒ぐ者あり〕

○若林委員

議事進行。今の傍聴人の発言は看過できないと思います。

〔傍聴席にて騒ぐ者あり〕

○若林委員

委員長、もう1回。

今も傍聴人からの発言がずっと続いております。先ほど、委員長から退場に関するお話もございました。先ほど、私が手を挙げたきっかけは、議会に対して、正に看過できない発言だったと思います。ぜひ、この委員会の質疑が円滑に進みますように、適正な委員長としての職権を発揮していただければと思います。

○新妻委員長

傍聴人に申し上げます。先ほど、委員長の命令に従わないときは、品川区議会委員会……。

〔傍聴席にて騒ぐ者あり〕

○新妻委員長

傍聴規則第7条に基づき退場を命じることがあると念のため申し上げさせていただきました……。

〔傍聴席にて騒ぐ者あり〕

○新妻委員長

発言している傍聴人に申し上げます。品川区議会委員会傍聴規則第7条に基づき、退場を命じます。のだて委員、どうぞ質問を続けてください。

○のだて委員

法令に遵守して再開発を進めていますということですが、法律なので、それを変更するのは確かに国でやることだと思いますけれども、その運用のところでは、区でも、ある程度できるところがあるのかなという気もしますので、そういったところは努力をしていただきたいと思いますし、そうすると、法律のほうに、この二者択一が、選べる自由がありますよということを書いてあるということなのか、伺いたいと思います。

やはり一番住民に身近な自治体としても、こうした姿勢でいるのはよくないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

まず、先ほどの88%というところでございますが、パルム駅前通り地区でございますけれども、土地所有者は2名、あと、借地権者が85名いらっしゃいました。実際に戻ってこられた方が、土地所有者が2名と、また、借地権者は75名の方が戻ってきたということで、88%でございます。

また、法令に遵守というところで運用の部分で努力をしていただきたいと思いますというところでございますが、区といたしましても、3分の2をクリアしたからすぐに事業を認可するというところではなくて、繰り

返しになりますけれども、より多くの方が同意していただきたいというところで進めていきたいというふうに考えております。

○のだて委員

今、パルムのほうの地権者の数をご説明いただいたと思うのですが、駅前地区のほうも内訳がありましたら伺いたいと思います。

やはり再開発によって住民が住み続けることができないということで、今、様々な声が上がっているという状況ですので、そういった声を受け止めるのであれば、この再開発、中止にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、陳情の中で商店街の問題も記載されておりますけれども、組合員の中での合意形成がしっかりとできているのかなというふうに思うのですが、この間も商店街の方からも、知らなかったということで声が上げられていますけれども、商店街組合の合意形成の部分、区としてはどのように認識されているのか、伺いたいと思います。

その中で商店街が、パルムビジョン2022を作成されたということで、この中身、どういった内容が書かれているのか、伺いたいと思います。

今回、再開発を進めていった場合に、この陳情の中には商店街が壊されてしまうということで書かれておりますけれども、やはり今までの商店街とはまるで違うものになってしまうというふうに思います。今後どうなっていくのかということがやはり心配されていると思うのですが、区の認識を伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

再開発の中止という件でございますが、まちづくりにつきましては、地域の方々に進められてきているものという認識でございますので、区のほうで中止する考えはございません。

また、商店街の合意形成でございますが、きちんと合意が決定する場面は、事業を認可する場面、または組合が設立する場面で合意形成の最終確認をするというところでございますので、今現在、事業認可前というところで、正式には未確認でございますが、区の上位計画であるビジョンであったりとか、また、令和元年度により深度化した計画の策定といったものを振興組合のほうから依頼されて進めてきているといったこと。または、年に数回、振興組合とは意見交換を交わしておりますので、そうした中でまちづくりが進んでいるところでございます。ですので、区の認識としましては、今のまちづくりは商店街も合意の中で進んでいるというような認識でございます。

その中で、商店街振興組合が作成したパルムビジョンでございますが、内容といたしましては、今後の100年の商店街の繁栄を目標に、方針であったりとか、そういったものが記載されているところでございます。こちらにつきましては、商店街の関係者には、商店街は周知をしているというふうに区は聞いてございます。区もそういったものは拝見させていただきながら、そういったまちづくりをどのように行っていくのかといったものを商店街振興組合と一緒に進めているところでございます。ですので、商店街が壊されるというところでございますが、そうではなくて、一緒に進んでいるという認識でございます。

○のだて委員

組合とは交流をしているということで、合意されていると、区の認識のようではございますけれども、やはり正式には確認をされていないということで、やはり知らない人もたくさんいらっしゃるという下で、商店街もそうですし、住民の皆さんもそうですけれども、合意をしないうちにどんどん都市計画決定とか手

続が進んでいくということが、やはり再開発の悪い部分、住民への被害を生み出していく部分にもなっていると私は思いますけれども、区の考えを伺いたいと思います。

それと、陳情の中で、再開発の発案者というところで、5名、やるときには必要だということを聞いていますけれども、その中に、小山三丁目の再開発のコーディネーターをしていたE L C株式会社の代表が入っているということが言われておりますけれども、本当にこの発案者として入っているのか。入っているとしたら、住民の発意ということが疑わしくなってくると思うのですけれども、いかがでしょう。

○中道都市開発課長

商店街の将来像のパルムビジョンについて、知らない方がいるということでございますが、商店街振興組合のほうからは、そういった周知はされているというふうに聞いておりますが、再度、区としても、商店街振興組合のほうに確認したいと思います。

また、発案者5名でございますが、準備組合を設立する際は、総会を開いて、その中での合議制で準備組合を設立するというところ、または、その中での理事を務める方は地区内の権利者の方ということでございます。

また、コーディネーター、E L Cジャパンにつきましては、協議会または準備組合といったときに、事務局を委託されていたというふうに区のほうは聞いております。

○のだて委員

事務局をE L C株式会社はしていたということで、そうすると、発案者には入っていないということなのか、そのところを確認させていただきたいと思います。

それで、知らない人がいると言ったのは、パルムビジョンという、それもそうなのですが、再開発が知らないうちに進められていたということで、その合意がしっかり商店街でもできていないというふうに思うのですけれども、そうした中で進めていくことが再開発だというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

E L Cジャパンにつきましては、事務局の業務の委託を受けた会社ということで、発案者には入っていないところでございます。

また、商店街の方々で知らない方がいるというところなのですが、地区内の権利者の方々については、もちろん準備組合は周知をしているところでございます。

武蔵小山の商店街は非常に大きく、長い商店街でございますので、その権利を持っている方々もしくは借家人でテナントなどご商売をされている方、どこまで、全員と言われると、なかなか全員には周知は行き届いていないのかもしれませんが。一方で、今現在、区は、まちづくりニュースなどを発行して、今現在の状況を、どのようにまちづくりが進んでいるかというのは、過去数年からずっと周知は行っておりますので、よりそういったところで地区の様々な方に周知されるように努力していきたいと思っております。

○のだて委員

周知しているというお話だったので、やはり最初に説明会などが始まってから、そこで初めて知るという方が多くいらっしゃる。水面下で再開発が進められて、手続きが進められていく。そして、住民の方が住み続けられないということになって、住民合意がない中で進められるからこそ、こうした請願・陳情などが、これは武蔵小山だけではないですけれども、様々出てくるということになっ

ていると思いますので、こうしたまちづくりというのは、やはり住民合意をしっかりと徹底していくということがまちづくりの基本だというふうに思いますので、そうしたまちづくりに変えていくということを求めておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

アーケードがなくなるかもしれないという具体的な話が出てきましたけれども、アーケードはなくなるのですかということと、それから、地権者の中の3分の2が同意すれば再開発は進みますよね。それ以上ということ而努力されているという話は分かりました。

現時点で、この該当する地権者の方々の合意はどれだけとれているかという把握はされていますか。

○中道都市開発課長

アーケードの件につきましては、アーケードは、今現在、商店街が権利を持っているというところで、こういったまちづくりを行っていく中で、やはりアーケードを触っていきますので、その今後の取り組み方も、きちんと商店街組合と協議をしながら、今、まちづくりを進めているところでございます。

また、現在の合意でございますが、3分の2以上は、一定程度は確保できているということは確認しております。

○西本委員

あの商店街は、やはりアーケードがあつて本当にいいというところでもあるので、そこは地元の方々が意見交換しながら決めていくということだと思いますので、なるべく存続していただきたいなという、これは私の要望です。

地権者の方が3分の2以上、本来は100%賛同していただくというのが希望なのです。もちろん希望なのですが、なかなかそうはいかないというのが現状だと思うのです。だから、今、現状どこまでいっているのかというのは、やはり知らせていく必要があるのかなと思うのです。3分の2以上の方々が賛同しています。これからこの再開発を認めて、応援までいかないかもしれないけれども、納得している、その中で、先ほどの答弁の中では地権者に対してはその後の生活保障というものもあるということを見ると、条件整備がもうそろそろ始まっているのではないかなとは思いますが、その一方で、一番いけないのが、現場で、地権者の中で、意見がばらばらというのが一番やりづらいというか、本来は、まちづくりの、さっきもありましたけれども、地域の中での合意形成をとっていくということが最大だと思うのです。なので、区が関われるところは本来はないのです。だから、地域の方々、ここは商店街もありますけれども、そういう方々が向き合っただうするのだということ、ただ、それをするには、これももう少し早くやってほしかったです。ここまで来てしまつて、都計審の決定が出ている中で、ゼロからのスタートというのはなかなか難しい。なので、再開発というのは、今後、やり方については考えなければいけない。

発案者、これ、大分前の話なので、いろいろあるでしょう。地域の有力者、誰かよく、ここに名前が書いてあつたりしますけれども、それも本当かどうか分かりません。なので、スタートの段階が非常に要だと私は思っています。

そういう意味からすると、こういうことを繰り返してほしくないです。これからの地域の再開発。なので、現実、それを踏まえて、3分の2の方々が、それ以上の方々が賛同しているということの現実、はきちんと見ていかなければいけないなというふうに思いますので、そういうものもしっかり伝えてい

く役割は区のほうにあるのかなと思いますが、むしろ、今度、再開発組合ができるのですよね、準備組合ではなくて。そちらのほうの役割だと思うのです。その区との役割分担はどうなっていますか。今後の進め方について、相関を教えてください。

○中道都市開発課長

すみません、一部修正といいますか、先ほど、3分の2以上の賛同という話をしましたが、やはりお話し合いの中で、まちづくりに興味があるとか、そこはきちんと白黒つけている話ではないので、今現在、3分の2以上ありますということ、それをきちんと把握しているかということ、何かアンケートとったとか、そういうことではないわけで、やはりそういったお話し合いの中で、まちづくりの熟度は上がっていくのかなというふうに区としては認識しているところでございます。

また、準備組合と区の役割というところでございますが、準備組合としましては、まずは地域の方々の同意をより多くとっていただくような、そういった調整を進めていただいているところでございます。

区としましては、今後、市街地再開発事業を進めるという段階になった際には、公共性のあるまちづくりというところ、やはり補助金を入れますので、そういったところで、まちづくりの全体計画、または、公共性の部分、または、基盤の整備の部分といったところを、準備組合がつくった計画を見ながら、そういった部分は指導していきたいというところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。3分の2、まだはっきりした意思表示は確認されていないというところではありますが、ただ、これはしなければいけないでしょう、もうそろそろ。だと思います。ただ、それは、区がやるのかということ、そうではないと思っているので、組合の方々が、それは1つ1つ丁寧に対応していただきたいというふうに思います。やはりもう条件整備に入らないと遅れてしまうと思います。先ほども言いましたけれども、都計審ではもう決定が出ている部分もあるので、この地域については、建設委員会を含め、いろいろ議論をして、そういう方向性というふうになっている状況ですから、あとはもう残されるのは何かということ、条件整備だと私は思います。地権者の方々、借家人もそうですけれども、武蔵小山のあそこの地域で長く住み続けられるような状況に、ぜひ組合の方々、丁寧に対応していただきたいと思っておりますので、指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第41号の取扱いについてご意見を伺いたいと思ひます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願ひます。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会から願ひいたします。

○まつざわ副委員長

結論を出すで願ひします。不採択で願ひいたします。

午前中、大井町の話も出ましたけれども、繰り返しになってしまいますが、まちづくりというのは、住民の話し合いが、もともとの基本でありまして、今回でも、昨年度4月から都市計画の決定から1年あいてる中で、区としては、サポートできる範囲で、より多くの区民の声を聞くために動いているというお話も聞けました。引き続きできる範囲は丁寧に行なっていただきたいと思ひます。

○若林委員

結論を出すで、不採択です。

○木村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

商店街の合意形成も曖昧ですし、住民を追い出す小山三丁目第1地区、第2地区再開発は中止すべきだと考えますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

○田中委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

陳情者のご心配は、武蔵小山商店街の存続に関してであります。ここにも書いてあるアーケードがなくされてしまうのではないかとのご心配ですが、再開発の準備組合の中に地権者として商店街の関係者も入っていらっしゃいますし、当然のこととして、商店街をいかにしてよりよいものにしていくかという視点で計画が練られるものと確信しておりますので、そのようなご心配は無用かなというふうに思います。

あと、都市開発課長の暴言というお話であります。この陳情書の中から暴言と言われるようなところは読み取れませんし、議事録にも残っていないというお話でもありました。また、課長のこれまでの発言や委員会での様子を伺うと、こういうことを言うような方ではないと確信しておりますので、そういった意味でも陳情者の方の何か誤解から生じたものではないかという思いがします。不採択でお願いしたいと思えます。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第41号、再開発発案者・武蔵小山商店街振興組合存続不能・都市開発課長暴言撤回に関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

○新妻委員長

次に、(5)令和5年陳情第42号、区内特定整備路線事業の中止を求める陳情について、議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、陳情第42号に関連し、木造住宅密集地域での取組についてご説明いたします。

お手元のA4縦資料をご覧ください。

説明は私と木密整備推進課長により行わせていただきます。

初めに、木造住宅密集地域を通ります東京都が交通の円滑化、災害時の延焼遮断帯の形成に向け取組を進めております都市計画道路補助第29号線の用地取得率の状況についてでございます。

令和5年4月1日現在での状況となりますが、資料記載のとおり、大崎区間が36%、戸越区間46%、戸越公園区間24%、豊町区間41%、西大井区間23%、西大井東馬込区間56%となっております。

以降、木密整備推進課長より説明申し上げます。

○小川木密整備推進課長

続きまして、私より、2、品川区の整備地域内における主な木密事業につきまして、ご説明させていただきます。

区では、都が実施しています特定整備路線の整備と併せ、避難路沿道や広域避難場所周辺、老朽建築物が多く集まる地区等におきまして、耐震化や不燃化を重層的に進めることで、より災害に強い市街地の形成に取り組んでおります。

現在、木密整備推進課で実施しております主な木密事業では、道路拡幅や広場整備等、面的な防災まちづくりを行う密集住宅市街地整備促進事業をはじめ、集積する個々の老朽建築物に対する除却や建て替え等への助成支援を行う不燃化特区支援事業を10地区にて実施しております。

また、広域避難場所周辺や避難路沿道の延焼遮断機能の形成を図ることを目的に、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する都市防災不燃化促進事業のほか、林試の森公園、戸越公園周辺の避難路や、滝王子通りにおける道路拡幅整備を行う防災生活圏促進事業や、避難道路機能強化事業などを実施しているところでございます。

今後も引き続き、都と連携して、燃えない、燃え広がらないまちの実現に向けて、災害に強いまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

この陳情で求められている特定整備路線、皆さんご存じだとは思いますが、幅20mから30mのところもある、こうした3本の道路が区内で整備をされようとしている。中でも補助29号線は、3.5

kmと一番長いものになっていますけれども、そうしたところで住宅街を貫いて住民の暮らしが壊されてしまうということで、以前から中止を求める声が上がっているものです。

今回、防災について様々書かれておりますけれども、品川区も、これまで不燃領域率が70%になれば燃え広がらないということでご説明されてきたというふうに思いますけれども、その確認と、実際、この陳情の中で、戸越五丁目、六丁目、西大井六丁目は、不燃領域率が60%または65%を超えているところもあるというところで、燃えにくい街並みになってきているというふうに思うのですけれども、区の認識を伺いたいと思います。

やはりこうした不燃化、あるいは耐震化を進めていくことが、実際、住民の地域の安全を守るためにも重要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

1点、聞き忘れました。不燃領域率、これ、資料の中では、恐らく2021年3月時点のものだと思いますけれども、現在、最新の状況が分かれば伺いたいと思います。

○小川木密整備推進課長

4点のご質問をいただいたかと思えます。1点目、不燃領域率70%に関しましては、委員おっしゃられるとおり、我々としましては、不燃領域率70%を目指して、各種防災まちづくり事業を進めているところでございます。

また、今、こちらの陳情書の中にもございます各町目の不燃領域率に関しましては、60%を超えるものもありますが、まだまだ道半ばというふうには認識しておりますので、70%を目指して、引き続き建物の不燃化促進等について取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、防災まちづくりの重要性につきましては、やはりいろいろな重層的な取組を行うことで、より災害に強い市街地形成ができるというふうに考えておりますので、引き続きしっかりと事業を進めていきたいと考えてございます。

最後に、こちらの陳情書の各町丁目の最新のデータでございますが、令和4年12月現在の数値になりますが、まず、戸越五丁目に関しましては66%、戸越六丁目に関しましては60.9%、豊町六丁目に関しましては50%、二葉四丁目に関しましては58.1%、西大井四丁目に関しましては47.2%、西大井五丁目に関しては、こちらは不明でございます。そして最後の西大井六丁目に関しましては65.9%という数値になってございます。

○のだて委員

この不燃領域率、まだ道半ばということですが、陳情にも書いてありますけれども、費用対効果として、道路によって住民が追い出されてしまう、住み続けたいという方々が住み続けられないという事態を招いている下で、それよりも、この耐震化、不燃化を進めていくということが、実際、面的に燃え広がらないというものをつくっていく、あるいは倒れないというものをつくっていくということになりますので、住民の安全を考えても、それが一番ではないかというふうに思いますけれども、改めて伺いたいと思います。

そして、交通の円滑化も理由にされているということですが、この陳情にも書いてありますが、説明会では、円滑化ということは全然説明されなかったという下で、それを目的に挙げられ、実際は交通量が減っているということで、陳情の中にも大きな道路について経年的に減ってきているということが示されております。

そうした下で、やはり交通の円滑化のために住民の暮らしが壊されるということは、あってはならないことではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長

最初のご質問でございますが、やはり面的なまちづくりで影響が大きいというご質問等だと思いますが、こちらは、建物の不燃化を促進することで、個々の建物に関しても、燃えない、燃えにくい建物ができるわけですから、そういった意味では、個々の財産、皆様の財産がしっかり守られるというような観点もあると思いますので、やはりそういったものを含めて総合的な防災まちづくりはしっかりと行っていきたいというふうな考えでございます。

○鈴木都市計画課長

特定整備路線のこうした事業の打ち出しにつきましては、やはり東日本大震災での被害の大きさが発端となっている。やはりいつ来るか分からない都心部において、早急に、喫緊に市街地の防災性の向上を図っていかなければいけないと。そのうちの1つとして、延焼遮断帯の形成、都市計画道路の整備が東京都より示されたところでございます。

東京都の説明会の中では、都市計画道路のパフレットも配られておりますし、その中では交通の円滑化も当然ながらうたわれているということと、やはり、繰り返しになりますが、東日本大震災を受けての防災性の向上の取組の1つとして、都が打ち出してきているものということで、説明の中でも、その点を非常に強調して説明がされていたというふうに記憶してございます。

それから、陳情の中にもございますが、都が5年に一度、これは国の道路交通センサスに合わせて調査が行われている内容が記載されているわけでございますが、基本的には、その報告書も確認したのですが、混雑度が1を超えると、1を超えるというのが、1.36の地点もあつたりしますが、これは混雑時の平均旅行速度という数字を示しているものでございまして、やはり交通量も1日12時間当たりの数字で報告書は整理されてございますので、当然ながら、混雑しているところもあれば、そうでない時間帯もあるというところで、この車の減少、一端の減少のみをもって交通の円滑化が必要ではないのだというところではないのかなというのが区の認識でございます。やはり非常に特定整備路線は密集地域、道路が狭い地域で進められているところもありますので、そうした狭い道路への交通流入も防ぐと、やはりこうした都市計画道路をつくって交通を分散化して交通の円滑化を図っていくという意味でも有効な取組だというふうな認識でございます。

○のだて委員

防災の面は、私の質問が悪かったのかもしれませんが、面的にと言ったのは、耐震化、不燃化をどんどん進めていけば、不燃領域率が70%になって燃え広がらなくなるということで、面的な耐震化、不燃化を進めていくことこそ必要ではないかということで伺いましたので、ご答弁いただければと思います。

円滑化のところでは、交通の分散化がされるというお話でしたけれども、実際、東京都のほうでも、具体的にどう円滑化するのかということ示せていないということと、実際にこの補助29号線が通った際に、むしろそこに交通が集中してしまうということになってしまっているのではないかと。特に商店街などを通ったりしますので、そうしたところが危惧されるわけですが、そうしたことがないのか、伺いたいと思います。

○小川木密整備推進課長

面的なまちづくりの観点からでございますが、委員おっしゃられるとおり、面的なまちづくりの観点からも、この耐震化、また不燃化の促進は、非常に重要なまちづくりというふうな観点で捉えております。

○鈴木都市計画課長

都市計画道路、道路ネットワークというものにつきましては、その道路単体の整備で円滑化を語るわけではございませんで、やはり都心部全体のネットワーク形成の中で交通の円滑化が整理されていくというところがございます。当然ながら、その中には、災害時の緊急輸送であったり、物資の輸送であったり、あるいは日常的な救急車等の交通等にも、そうした道路が有効に機能していくというところで、防災の観点あるいは通常の交通の円滑化、そうした観点から都市計画道路の整備は必要だという区としての認識でございます。

○のだて委員

円滑化のほうは、区としては必要だというお話でしたけれども、実際、災害時のときも第二京浜国道も近くにあるということで、日常的にも既に交通量が減ってきていると。この周辺の大きな道路、どこでも減ってきているという下で新たな道路は必要ないというふうに私は思います。

防災のほうでは、重要だと思うのです。その費用対効果で、やはりこの耐震化、不燃化を進めていくということが必要だと思いますし、このシミュレーションの中でも、実際、延焼遮断帯のシミュレーション、道路に沿った風向きでのシミュレーションをしているということで、それではほとんど効果がないという不十分な検証にとどまっている中で、防災効果がありますよということはや言えないというふうに思います。

現状では、道路構造上の問題ということでも書かれておりますが、補助29号線についてということで、様々起伏のあるところを補助29号線が通っていくという下で、実際、この補助29号線ができれば、住宅の土地を出たら、すぐに崖になってしまうということにもなりかねない。今、都は平面での図面しか出していない。立体的なパースとかも出してもらえないということで、住民への大きな被害もある中で、しっかりとした説明もされていないという状況ですけれども、区としては、こうした住民への被害、影響をどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

それと併せて、買収用地について、公園や福祉施設を設置できるようにしてほしいということですが、現在のままだと設置ができないということなのか、伺いたいと思います。

今、暫定活用はしていると思うのですけれども、そうした中で、この事業期間中は暫定活用できるということなのかというふうに思うのですが、区としては、いつまでに特定整備路線ができると考えているのか。それまでは暫定活用が可能だということなのか、伺います。

○鈴木都市計画課長

まず1点目の高低差のお話でございますが、委員ご指摘のとおり、西大井方面、大田区のほうについては、敷地との高低差が実際に見られるというところは区のほうでも認識しているところがございます。当然、東京都におきましては、1件1件、用地交渉の過程の中で、あるいは、今後、道路の整備をしていく中で、しっかりと個別に土地の所有者あるいは建物所有者、権利者の方々に丁寧に説明をしていただいている状況だと思います。

この道路との整備後の接道ですとか、そうしたご不安に関しては、建て替えの際の接道要件等に関しても、区のほうに問合せもいただいているところがございますので、そうしたところで東京都と連携をしながら、しっかりと区としては都に対して丁寧な説明を求め、区のほうでも、対応すべきことは、しっかりご説明していきたいなというところがございます。

それから、陳情にもあります買収用地の公園、福祉施設等の諸施設の設置でございますが、基本的には、都市計画道路内、しかも事業中の道路内でございますので、法的にも、一定程度の大きさの建物、

一定程度というか、建築物を建築することができないこととされておりますので、そうした利用は基本的にはできないというところと、できないといいますか、これは一刻も早く道路整備をしていただいて、いつ来るか分からない大きな災害に対して、一刻も早く備えを、整備を行っていくという中で進められているわけですので、区としては、やはり沿道の耐震化、不燃化とともに、東京都と連携をして、地域の防災性の向上に取り組んでいきたいというところがございます。

都市計画道路、特定整備路線については、事業認可が、現在のところ、期間が令和8年3月31日でございますので、区としては、一刻も早く東京都に用地交渉を進めていただいて、特定整備路線の実施、延焼遮断帯の形成を、区も沿道の耐震化、不燃化を進めながら、しっかりと進めていきたいというところがございます。

○小川木密整備推進課長

委員からの最後のご質問で、暫定広場の活用の期間のことをご質問されたかと思いますが、今、暫定活用をしておりますのが、戸越四丁目の用地でございます。その用地に関しましては、今年度末までの許可期間をいただいております、東京都との協議の中では、毎年度、1年間の許可の更新という形で使用させていただくという形で取り交わしているものなので、必ず事業期間中まで借りられるというような確約は、今現在のところはないといった状況でございます。

○のだて委員

商店街のところは、ぜひ継続的に暫定活用できるようにしていただきたいというふうに思いますし、実際この道路が、いつできるのかというところは、事業期間中、令和8年3月31日ということでしたけれども、令和7年度中ということだと思っておりますが、そこまでにあと約2年ということですから、その下で、今、先ほどご説明いただいた用地取得率でも、1区間のみ50%を超えているという状況です。この半分いかないところで、どれだけ期間がかかっているのかということで、残り、もし同じペースで進んだとしても、同様にはいかないというふうに思いますし、私は、もったかかるというふうに思います。商店街もある中で、活気も失われてしまいますし、住民の暮らしを壊すというところで、この特定整備路線を進めていくということはやめるべきだというふうに思います。改めて伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

品川区で3分の1を占めます木造密集地域の防災性の取組、これは繰り返しの答弁になりますが、東京都が進める延焼遮断帯の形成、都市計画道路、特定整備路線の整備とともに、区が行っている耐震化、あるいは不燃化、それから、地域で行っていただいているソフト的な取組も含めて、やはり重層的に行っていくことが一番重要で、そうした中で連携をしながら行っているものでございます。今後も、東京都と、あるいは地域と連携をして、防災性の取組を進めてまいりたいというところがございます。

○新妻委員長

のだて委員、質問をまとめてください。

○のだて委員

最後に言っておきたいと思いますが、重層的にと言うのですけれども、20mの道路で、実際、火災を止められるかというところ、糸魚川のときもそうでしたし、風が吹いてくれば、やはり遠くに火の粉が飛んでしまうということで、今回、東京都が行ったシミュレーションでも、そうした火の粉などは加味されていないという下で、この道路が重層的になるのかと私は思うのです。ならないと思うのですけれども、そうした下で住民の暮らしが壊されていくということは、やはり区として住民の暮らしを守る責任があると思いますので、中止を求めていただきたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

そもそも論から教えてほしいのですが、この補助29号線、これ、もともとは都市開発道路だったのですよね、もともとは。そうではありませんでしたか。それで、阪神・淡路大震災とか、東日本大震災があって、燃えにくいまちづくりということで東京都が立ち上げて、その中で何本かの都市開発道路の中から私は選んだと認識が、その中の1つが補助29号線、区内だと、放射2号線、そして補助28号線、補助28号線のほうはあとで出てきたのです、という経緯があったと思うのです。なので、そもそも、いきなりこの補助29号線が候補に挙がっているというか、整備することはもう決まっていたはずだったと思うのです。なので、その中で規制緩和といういろいろな優遇措置があったと思うのですが、まず、そこから、そして、この補助29号線を、東京都の考え方なので品川区はどこまでお答えになれるか分からないのですけれども、選ばれた理由は何かお分かりだったら、教えてください。

そして、特定整備路線の用地買収にしても、今まで質疑があったら二重になるかもしれませんが、いつまで補償されていますか。100%用地取得できるまで続けられるものなのか、その見通しは、どのぐらいの見通しを東京都がしているのかというところがあつたら、教えてください。

もう1つ、品川区内の整備地域は、木密事業をいろいろやられているのですけれども、今後これを広げるという計画はあるのかどうか。対象地区が補助29号線だけではなくて、もっと広げるということはあるのか。ほぼその事業が展開するという形になっているかと思うのですが、品川区全域に近いぐらいにもうなっていると思うのですけれども、今後の広がりについて、拡大についてお聞きします。

○鈴木都市計画課長

まず1点目の、委員、「都市開発道路」というお話ですが、正確には「都市計画道路」でございまして、ご指摘のとおり、もともと都市計画決定、昭和初期の頃に都市計画決定が、この区内3か所以外にも都市計画決定されている道路がございまして、その中で、東京都が、東日本大震災を受けて、市街地の防災性の向上を図っていくために、延焼遮断帯、これは阪神・淡路大震災で一定程度の広幅員の道路が延焼遮断対効果があつたということも踏まえて、東京都が都市計画決定している道路の中から選定をして事業決定をして、今、進められているというものでございます。

それから、用地の買収につきましては、これは当然ながら、道路を整備していくわけでございますので、その中に最終的には、やはり皆さんに交渉に応じていただいて、土地を譲っていただいて、100%の中で最終的に道路が開通していく、整備されていくというところでございますが、ただ、非常に長い路線でございまして、部分部分で、ある程度の広幅員のところにつながっていくところから先行して、その部分の買収が完了し、整備が完了すれば、その部分ごとで開通していくという考え方はあるかと思いますが、いずれにせよ、最終的には100%で整備をしていくというところでございます。

○小川木密整備推進課長

整備地域の今後の広げるかどうかというご質問でございまして、まずは、今現在の整備地域内で各種やらせていただいております防災まちづくり事業を、集中的、重点的に行っていこうというふうな考えでございまして。

今後の整備地域の見直しにつきましては、上位計画の見直し等の中で、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○西本委員

補助29号線が選ばれた理由が、多分そういうことだと私も認識しているのですが、都市計画道路ですか、これ、それを指定したときに、その沿道の方々に対しての優遇措置があったと思うのですけれども、どうなのでしょう。結局は、それをご了解していただいているのかしらと思っているのです。なので、いずれは整備するという条件ではなかったのかなと思っているのです。なので、早くなつたと、通常、道路整備はすごく遅くなってしまうのは分かるのですけれども、今回、そういう震災などがあって、それを都のほうに返してねということだと思っております。そういう認識は、皆さん、どうなのでしょう。私は、住まわれている沿道の方は、ある程度ご理解していただいているのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○長尾建築課長

都市計画道路での優遇措置というお話ですけれども、計画道路、都市計画決定の段階ですと、建築の制限はかかっているのですが、現在でいうと、木造であるとか、鉄骨造であるとか、3階建てまで、10m以下という範囲の中で建物は計画をして建てることのできるというような緩和措置がございます。

沿道というお話で言いますと、特にそういった制限はございません。

また、木密整備推進課のほうで行っている計画道路沿道沿いでいきますと、不燃化特区事業、あと、不燃化に関わる各種事業が行われておりますので、それが優遇措置というような形になるかと思いません。

○西本委員

ですから、私は、条件付で、ここの補助29号線沿いに生活されている方は、そういう条件で過ごされていたのではないかなと思っております。建築するときとか。補助29号線で都市計画道路に面していますというご説明があって建築をされているのではないのでしょうかと思っております。それを確認したいのと、そういう指定がある、そしてまた今回、名前は違いますね、特定整備路線という名前は変わったにせよ、いずれは返してねということではなかったのかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○長尾建築課長

都市計画道路の範囲内にかかっている土地で建物を計画される場合は、都市計画法の第53条の許可手続が必ず必要になってきます。その中で、先ほどお伝えしたような建築計画の条件がクリアできているかというところが確認されています。

○西本委員

この経過は、やはりきちんと説明したほうが良いと思います。忘れていないかと思っております。なので、何も無いところの道路をいきなり密集市街地を特定整備路線にするよというのであれば、いや、それは問題があると思うのですけれども、もともとのところから選んだという経緯があるというのは、生活していますので、いろいろ問題があるかと思っておりますけれども、ご理解をしていただくことは必要な作業ではないかと思っておりますが、これをするのは、区がやるのか、多分、東京都がやるのでしょうか。品川区がやるべきものではないかと思っておりますが、そこはやはり東京都のほうにも、そこからの説明が必要なのではないかと思っておりますが、いかがですか。

○鈴木都市計画課長

1点、先ほど、私、昭和初期の都市計画決定とお話ししましたが、修正させていただいて、昭和20年代の都市計画決定がなされて、委員ご指摘のとおり、もともと計画の位置づけが全くないところに、

東京都として道路を入れますよということではございませんので、そうした以前から都市計画決定されている道路の、今回は事業化、事業決定をして道路として整備をしていくという説明は、この事業決定が行われる前の説明会の中でも、一定程度、区の認識としては、そうした説明はされてきたのかなというところがございますが、やはり基本的には、事業道路内の方々には、測量ですとか、個別に東京都は1軒1軒当たっていただいていると思いますので、ご不明な点ですとか、そうしたところは丁寧に説明いただいていると思うのですが、再度、東京都のほうには、さらに基本に立ち返ってというところではございませんが、より丁寧な説明を行っていただくように伝えてまいりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第42号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

結論を出すをお願いします。不採択をお願いします。

いろいろな説明の中で、区としても必要と考える特定整備路線、この中において、陳情項目には当てはまらないと思っております。

それで、3つ目の暫定活用につきましては、やはりなかなか道路が工事が進まない中、暫定活用は引き続き続けていただけたらと思っております。

○若林委員

本日結論を出すです。

東京地裁の判決等も出されているということも加味しまして、この計画を中止にするという判断には至らないと思いますので、不採択です。

○木村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

住民を追い出し、生活を壊す補助29号線などの特定整備路線は中止すべきですし、買収用地の活用も進めるべきだと思いますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出す、不採択をお願いします。

先ほども意見を申し上げましたけれども、原点に戻って、なぜこの道路が選ばれたのかという歴史的経過が分からなくなっている部分があると思うので、しっかりそこを説明していただきたいと要望したいと思います。

○田中委員

本日結論を出すべきで、不採択をお願いします。

特定整備路線の必要性は厚く感じておりますし、これは基本的には都の事業でありますので、都が主

体的に事業を進めるべきだと思います。区の立場では、特段何を言えるはずもないのですが、区民の声を都に伝えていただく中で、一人でも多くの、一刻も早い地権者の理解を得て事業が完成するように、側面からご尽力いただきたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第42号、区内特定整備路線事業の中止を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(6) 令和5年陳情第43号 羽田新ルート飛行航路の固定化回避の検討状況を区民に説明するよう国交省に求める陳情

○新妻委員長

次に、(6)令和5年陳情第43号、羽田新ルート飛行航路の固定化回避の検討状況を区民に説明するよう国交省に求める陳情について、議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

〔書記朗読〕

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、陳情第43号に関連し、羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会について、ご説明いたします。

お手元のA4縦資料をご覧ください。

初めに、検討会の開催状況についてですが、固定化回避検討会は、令和2年3月より運用が開始された羽田空港の新経路について、現在の滑走路の使い方を前提とした上で、騒音軽減等の観点から、見直しが可能な方策がないかについて技術的観点から検討を行うものとして、国により会が開催されているもので、資料記載のとおり、令和2年6月開催の第1回検討会から令和4年8月開催まで、これまで5回の検討会が開催されてございます。

続きまして、固定化回避検討会の実施状況等の公表・周知についてですが、国のホームページにおい

て、各検討会の資料や議事録が公表されており、また、区のホームページにおいても、国のホームページのリンクを張る形でご覧いただける状況としてございます。

また、国により各検討会開催後に開催検討状況をお知らせする「品川区の皆さまへ」と題するチラシが作成され、区内全戸配布により、また同時に、地域センターや図書館、文化センターにも配架され、区民への周知が行われてきてございます。

全戸配布のチラシには、併せて、国の騒音、落下物対策の取組や、区内の騒音発生状況、新飛行ルートの実タイムの運用状況の確認方法なども記載されるなど、記載の区内各施設に配架されております羽田空港のこれから「ニュースレター」とともに、区民への情報提供、周知が図られてきているものでございます。

区としましても、今後も区民への継続した丁寧な情報提供、周知、説明を国に対し求めてまいります。

○新妻委員長

審議の途中でございますが、会議の運営上、暫時休憩とさせていただきます。

○午後3時31分休憩

○午後3時38分再開

○新妻委員長

ただいまより建設委員会を再開いたします。

先ほど、説明をいただきましたので、これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回の陳情で、説明会を求めてほしいということですが、先ほどご説明があった中で、チラシですとか、ニュースレターが、チラシは配布されている分もあるということですが、実際のこのチラシが計6回配布されたということですが、昨年9月が最終ということで、それから配布されていないのかどうかということと、この羽田空港のこれからの「ニュースレター」の最終発行はいつなのかということ伺いたしたいと思います。

それで、この羽田新ルートの問題は、以前は説明会を実施してきたわけですが、区内13地域やりましたか。今回、やらないというのはなぜなのか。この間、検討会が行われてきた下で、先ほど、ホームページでの公開等もあるというお話でしたけれども、やはり住民の皆さん、ホームページに掲載されていると言っても、見られないという方もいらっしゃると思いますので、この間、5回やられてきたとして、まだ6回目が1年以上も開催されていないというところで、説明会を実施すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

まず初めに、区内全戸配布のチラシでございますが、資料でございますように、昨年の5回目の検討会が8月に開催されて、9月に配布されたというところで、それ以降のチラシの全戸配布は行われていないようです。

それから、「ニュースレター」の最新の発行の月については、すみません、今、手元にデータがございませんので、申し訳ございません。

それから、委員ご説明のとおり、国が新飛行ルートの運用を進めていくということを公表して以降、国のほうで、オープンハウス型説明会、それから、区内では13地域センターで行っていただいたとこ

ろでございますが、区では、これまでも様々な方法で区民の方への情報提供、周知、説明を行っていただきたい旨、繰り返し求めてきてございますが、先ほど、ホームページ等がご覧になれない方もいるというところで、開催のたびに全戸配布のチラシで、国は丁寧に説明、周知、情報提供を行っていただいているという区としての受け止めでございます。

教室型説明会については、今現在、固定化回避検討会が検討状況でございまして、まだ具体的な内容も示されていないというところでございますので、その検討状況について、全戸配布のチラシで情報提供を行っていただいているというのは、非常に丁寧にやっていただいているなという区の受け止めでございます。

○のだて委員

検討会が開催されたときには全戸配布されているということですが、検討会の中身が、技術的検討会なので難しいのです。その内容を配ったとしても、それだけで理解はなかなかできないところが多いのではないかとこのように思いますので、率直なところで、質問もできたりというところで説明会を実施をしていくということが、より丁寧な説明になるのではないかとこのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

運用実施の前には説明会をやってきたというところで、運用を始めたなら、もう住民は関係ないと、言い過ぎかもしれませんが、そうしたことであるならば、それは許されないというふうに思いますので、ぜひ国としても説明していただきたいと思ひますし、区としても、それを求めていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

委員ご指摘のとおり、非常に技術的な内容ということで、チラシについては、できるだけかみ砕いてと申しますか、丁寧に分かりやすく作成をしていただいているなというところでございますが、それでもやはりなかなか専門的なところ、技術的なことで不明な点が区民の方にとっても多い点はあるかと思ひます。国は、品川区内の13地域センターですとか、図書館ですとか、そうしたところに、区のほうに直接返信できる声を届けられるカードも配布していただいておりますし、区のほうにも、いろいろ声もお寄せいただいているところと。それとともに、区では専用電話の窓口と申しますか、いろいろなお質問にお答えする窓口も用意しているところでございますので、そうしたところの周知を区民の方にも、区としても、あるいは国のほうでもしっかりしていただいて、そうしたところを直接届けていただいて、国のほうで直接答えていただくことが一番丁寧なやり方なのかなというところでございます。

今後のこの検討会の検討状況、今後、具体的な内容が明らかになっていくと思ひますが、そうした中で、区民の方への説明は、やはりこれまでどおり、様々な手法を活用して、国のほうで丁寧に行っていただくように、区としては求めていきたいというところでございます。

○のだて委員

実際、住民が知りたいのは、やはり品川の上の飛ぶのか、被害がなくなるのかということが一番だと思ひますので、そうしたところで、恐らく検討会の資料を見ても、それは分からないと思ひますので、そうしたことが実際にやり取りができるように説明会を実施していただきたいというふうに思ひますし、固定化回避検討会の中身としては、私は、この品川の上を結局飛ぶことになってしまうというふうに思っておりますので、やはりそうした面では、住民の被害をなくすというところでは、羽田新ルート、中止をしていく、やめるということが一番だというふうに思ひますけれども、区が考える一番の解決策はどういうことか、伺いたいと思ひます。

今回の一般質問で、トルコ航空の都心飛行の問題を取り上げましたけれども、そのときに危険だとは思わないけれども、問題意識はあるということで答弁がありましたけれども、問題意識があるということは、どういうことなのか伺いたいと思います。それは危険だということではないのか、伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

まず1点目の具体的な解決策というお話でございますが、まず、国が今、実施している固定化回避検討会につきましては、現在行っている新飛行ルートを固定化せずに、違う方法がないかというところを技術的に検証していただいているところでございます。

その結果を一刻も早く区民のほうに提示していただいて、実施していただくというところがまず第一なのかなというところでございます。

それから、先日の本会議の一般質問の中で、問題意識というところで答弁差し上げたのは、国の受け止めとして、今回、インシデントには該当しないというところは国のほうからも聞いておまして、その中で、やはり通常のルートではないところで飛行がされたというところで、それも手動から自動への切替えの中でそうしたことが起こったというところで、国は「問題意識」という言葉で区のほうにも説明があったというところでございます。

今、その具体的な事実確認と再発防止に向けた取組策の提示を、トルコ航空機の会社のほうに、今、国としては求めているというような状況でございますので、その動向をしっかりと区としても注視していきたいというところでございます。

○のだて委員

トルコ航空のところでは、実際こうした危険なことが都心の上で起こり得るということだと思います。そうした下で、やはり都心を低空飛行するという新ルートは、やはりやめることが一番の解決策だと私は思いますので、ぜひ区としても、中止をするという立場に立っていただきたいというふうに思います。

この陳情では、教室型説明会、今の状況がどうなっているのかということも含めてだというふうに思いますけれども、求めておりますので、ぜひ実施をしていくべきだと意見を述べておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

まず、周知方法について、この(2)「品川区の皆さまへ」というものがありますが、これはもちろん分かっております。私たち、区民でありますので、たくさんもらっています。これは、ほかの区もやられているのですよね、大田区の皆さまへ、港区の皆さまへ、目黒区の皆さまへ、該当する地域にやられているのか、ご存じであれば教えてください。

それから、この第5回検討会から約1年間以上なされていないというこの事実をどう捉えていますか。

よく、請願・陳情、毎回、建設委員会に付託されていますが、その中で、それを反対される方、今は継続審議が多いのですけれども、区は固定化回避検討会があるから、その結果を待つということをよくおっしゃるのです。一般質問でも、いろいろな方が、この固定化回避検討会、どうなっているのだというような質問をするのですが、それを受けても、固定化回避検討会をやっているのを待っているのですという答弁なのです。いつまで待つのですか、1年間以上。放ったらかしですか、品川区。

先ほどのアンケートの中でも、固定化回避検討会をやっているからというような答弁もありました。いいのですか、これ。1年以上ですよ。品川区は何もアクションしないのでしょうか。お答えください。

○鈴木都市計画課長

まず、このチラシの他区への配布状況でございますが、申し訳ございません、通常、品川区と国のほうで、その内容について毎回確認をさせていただいているというところもあって、他区の状況について、行われているかどうかということは、情報として把握してございません。

それから、固定化回避、委員ご指摘のとおり、前回、第5回の検討会の資料の中でも、次年度、令和5年度の夏から秋にかけてというところで記載されておりますが、もうすぐ12月に入ってしまうというところで、その辺は、東京都のほうで定期的に行われている関係区市の連絡会の中でも、そこには国の方も来ていただいて会が行われているのですが、品川区として、毎回、再三にわたり、この点については早急な具体的な提示を求めているところでございますが、国の回答が、2飛行方式までは絞られたけれども、その同時運行も見据えた安全性評価の検証の作業を行っているというところでございます。なかなか第6回目の開催のお知らせが来ないという状況でございます。今後も、やはり早急に具体的に内容を示していただけるように、区としては継続して求めていきたいというところでございます。

○西本委員

チラシを確認していただきたいのです。品川区だけに特別にチラシをまいているのかと。要は、反対とか、住民投票などの動きがあって、その直前にチラシをまいているのです。うがった見方をしてしまうような状況をやっているなというふうに私は個人的に思っているところがあるので、ほかの区はどうなのでしょう。同じようにやるべきだし、やっているはずだよ。もしも品川区だけであれば、なぜ品川区だけ集中して全戸配布などをやるのかということなのです。それは少し不信感があるので、ぜひ確認をしてください。

スケジュールは大切ですよね。いつまで、何をやる、ずれるにしても、予定どおりいなくても、今こうなっています、あんななっています、だからお待ちくださいというのは当たり前ではないですか。だって、お約束したのでしょうか、去年。いついつまでにやりますよという、今年の夏ぐらいには出した。もう夏を過ぎてしまいました。今年の夏は長かったですけれども。それだったら、予定ぐらい、迷惑を被っている自治体のほうには発表してもいいのではないかと思います。品川区はそれでいいのですかということ。強く言っていないと出てこないと思うし、やはり説明は当たり前だと思うのです。今回の陳情の中でも。当たり前ですよ、これ。どうなっているのですか。議会でも、区長の答弁でも、固定化回避検討会があるから待っています、待っています、待っていますばかりではないですか。いつまで待つのか。住民の皆さんの生活は、日々の生活です。私たちは、その生活を何とかしなければいけないという思いがあるわけではないですか。固定化回避検討会に期待をするのであれば、それをいつ来るのかと品川区として強く言わなければいけない。どう考えていますか。

○鈴木都市計画課長

固定化回避検討会の実施時期については、委員ご指摘のとおり、夏から秋にかけて実施したいというところから大分遅れが出ているなというところは、区としてもしっかり認識しているところでございます。その辺りは、第5回目が昨年8月に実施されて以降、この夏から秋にかけてを待たずに、先ほどの関係区市連絡会等の公の場で、区としては、国のほうに再三再四強く求めてきているところでございます。それは、このお約束と申しますか、夏から秋にかけての時期がもうすぐ過ぎようとしている中で、区としても、改めて、先日の連絡会でも強く国に要望させていただいたところでございます。今後、しっかりと強く、早急に結果を出していただけるように、区としても求めていきたいというところでございます。

○西本委員

今は品川区サイドのお話だったと思うのです。この陳情の中に、区議会が働きかけてくださいという、品川区議会に対しての問いかけもあります。この羽田新ルートの担当は建設委員会です。建設委員会で、かなり遅らせている請願・陳情がありますよね、継続審議になっているものもあります。そこはある程度もう決着をつけてもいいのではないですか。もう1年以上もたっているわけですから、やはり区議会として、早く進捗状況を知らせよというのは、議会から発言してもいいのではないかと私は意見として申し上げたいと思っております。皆さん、それを踏まえての審議をしていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第43号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

継続でお願いいたします。

国としてのオープン型説明会、そしてまた、13地区の地域センターでの説明があるとお聞きしました。

また、区内のチラシでの全戸配布、5回やっていて、そして羽田空港から「ニュースレター」、これは各町会の回覧板に送っているという、そういった周知のことに关しては大分やっただいているということが私の肌感覚ではあるのですが、先ほど課長からお話がありましたけれども、固定化回避検討会というものの自体が、そもそも結論がまだ示されていない中で、現在たくさん配布していますけれども、例えば、この結果によっては、説明会という必要性ということもあるのかなということも考えられるという部分で、継続とさせていただきます。

○若林委員

継続でお願いしたいと思います。

これまで検討会を5回やりまして、今日は区のほうから資料もまとめていただきました。6回目の検討会がそろそろ開かれる時期、また、このたびは、先ほどもありましたけれども、区民アンケートに関連して、その声を羽田については、区が直接、国のほうに届けていくということもありますので、いわゆるこの説明の仕方については、しっかりと私どもも注視をしていきたい、こういう趣旨で継続で結構です。

○木村委員

継続でお願いいたします。

以前の空路に戻せというようなこともいろいろ言われておりますけれども、それと、現在との、私は両方うまくつくっていく、今のルート、新しいルート、そして以前のルートと、これをうまくかみ合わせた新しいルートをつくるべきではないかなと、これは勝手な私個人の意見でありますけれども、今回のこの陳情に対しては、継続でお願いいたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

前回検討会が行われてから1年以上経過していますし、区民に説明がないということで、説明会を開くべきだということで採択です。

○西本委員

本日結論を出す、採択をお願いします。

陳情内容については、教室型説明会等々がありますけれども、もう1年以上もたって何の進捗もないということに対して、やはり黙っているというのはいかななものかと思います。なので、品川区議会としても、早く説明をしると、どういう状況か進捗状況を説明しろと強く申し上げるのは非常に大切なことではないかと思いますので、私は、今後、品川区としても強く態度を示していかなければならないということを強調させていただきたいと思います。

○田中委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

私、毎回、同趣旨の発言をしておりますが、羽田のルートに関しましては、国政マターでありまして、この思いはすごく受け止めるのですけれども、ぜひ直接、国土交通省、あるいは、我々は区民の声を区議会に反映しているものですが、国政の声は国会議員が国民の声を受けて国政で反映すべきだという思いがありますので、ぜひ国会議員に、この思いを強く伝えていただけたらと思います。

ある意味、反対の思い、一自治体が言うべきではないという思いは、羽田空港に向けてのルートは、大田区が空港所在地ですが、そこに通ずるルートは、品川区を回避するとなると、中央区、江東区なりを通らなければいけないですし、墨田区だとか、あちらのほう、そうすると、では、品川区は通らないからそれでよしということを一自治体が言ってしまうと、では、ほかの地域であればいいのだという思いも私はそれは言えないと思います。やはり全体の国政の立場で、こういう自治体間をまたぐような事業については、特に、空港に関しては国政マターだと思いますので、国会あるいは国土交通省においての判断だと思いますので、そちらにぜひ直接思いをお伝えいただけたらというふうに思います。

○新妻委員長

本日のところは、継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

(7) 令和5年陳情第49号 品川区にベンチ設置場所を増やす陳情

○新妻委員長

次に、(7)令和5年陳情第49号、品川区にベンチ設置場所を増やす陳情について、議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、陳情第49号に関連し、「しながわお休み石」の設置状況について、ご説明いたします。
お手元のA4縦資料をご覧ください。

しながわお休み石は、街中に腰をおろしてひと休みできる、また、まちのサイン的要素も併せ、周囲の景観にも調和するものとして、平成8年度より設置しております。

きっかけでございますが、平成7年の区政モニターと区長との懇談会の場で、新聞に投稿されていたヨーロッパのまちにはベンチがあって便利、日本にも昔、休み石という石があった。お年寄りや障害者のために、街路に簡単なベンチをとの区民からの提案がきっかけとなっております。

当時、実施に当たっては、幾つかの業者によりデザイン提案をいただき決定し、整備を進めてきたところでございます。

これまで道路を中心に289基の整備を行ってまいりましたが、設置に当たっては、やさしいまちづくりに賛同する区民等の寄附を募り、設置費用の一部に充当する枠組みで進めてきてございます。設置場所についても、地域、区民の声もいただきながら進めてきているものでございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

この資料にも、お休み石がベンチということですがけれども、これ、ちょっとひと休みできるということで設置をされているということで、区としても、このベンチの役割は認識をされているのかなというふうに思いますけれども、その点についてご答弁があれば、いただきたいと思いますが、今回、区内で289基、設置されているということで、先ほど、区民の声から、この場所についても設置をしているということでしたけれども、もう少し詳しく、どういうところに設置をしているということがあれば、また、方針は、区としては持っていないということなのか、どこに設置をするかというところを伺いたいと思います。

それで、この間、ベンチ、お休み石の設置は、増えてきているのか、減ってきているのかという推移、そこを伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

まず1点目のお休み石をベンチとの認識を区として持っているかというところでございますが、先ほどご説明したとおり、やはり区民の方が、まちを歩く、移動する過程において、街中でひと休みできるようなスペースが必要だということで設置を進めてきているところでございます。

区民からのお声もいただきながら設置というところでございますが、先ほどご説明したように、以前、事業がスタートした当時は、毎年、少し記憶が、5基だったか、10基だったか記憶が定かではないのですが、定期的にしっかり予算を確保して、区民の方に広報紙でご寄附いただいて設置をしてみませんかという案内をして、その申出がなくても計画的に進めてきたところはございます。

そうした中で、その過程の中で、ご寄附いただいて、そのお休み石に、ご寄附いただいた方のお声をプレートに刻んで、記念としてプレートに貼らせていただく。その中で、その声として、ご自身の近く、あるいは、散歩のルート、あるいは、公道の移動の中で、このようなところにあつたらいいなというところをお聞きしながら進めてきたところもございまして、実際、最近ですと、既に設置されているとこ

ろで、地域のボランティアの方が、道路の花壇の手入れをされているときに、ここから見えるところに、あそこにお休み石があるのだけれども、もう少しこちらに移動してもらえると、そうしたボランティアの方々がひと休みできる場所もあっていいよねというところで移動したのもありますし、様々声をいただきながら進めてきたところでございます。

それから、区としての方針があるかどうかというところでございますが、この後の答弁にもつながるところなのですが、ここ5年ほどは、非常に座面の木が傷みが激しいというところで、その座面の取り替えを計画的に行ってきたというところで、ここ近年は新規に設置をしているというような状況はございません。

それは計画的な修繕が必要だということとともに、やはり道路上に設置するというのは、残ったところの歩道の空間が一定程度必要だとか、それは占用許可の基準ですとか、そうした基準があって、区としても、逆に設置場所がなかなか困難というか、難しいところもあって、ここ近年は、維持管理にシフトをして行っているというところで、したがって、具体的に、例えば、品川区5地区のうち、均等に行いましょうとか、そうした何か方針があって進めているわけではございませんが、まずは第一には、区民の方の要望をいただきながら進めてきたということが実態でございます。

○のだて委員

いろいろ課題もあるということでしたけれども、そうすると、この間、区民から要望があって設置ができなかった場所、そういう要件はあったのかどうか、そこを伺いたいと思います。

思い返してみると、バス停にお休み石があるところもあれば、道路の踏切というか、その辺りにあったりとかということもありまして、そうしたところも、ぜひバス停とかにも設置を進めていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうかというところと、実際、まちを歩いていて休むところがないということも高齢者の方からよく聞くのです。やはりこうした外出をするに当たって、休むところがあるということは、陳情にもありますけれども、足に障害がある方とか、そういった方の外出を促すことにもつながってくるのかなと、安心にもつながってくるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、実際、どういったところに設置するのがいいのかなと考えると、急な長い坂のところとか、ずっと上り続けることがしんどいというところとかに設置していつているところもあるのかというふうに思うのですが、この間、住民から要望があったところは、そういったところもあるのか、どういう場所の傾向があるのか、伺えたらと思います。

○鈴木都市計画課長

平成8年度から行ってまして、実際、要望いただいて断った事例がどれほどあるかというのは、詳細にまでは、私、把握してないのですが、例えば区道で歩道がないところで、その道端に置いたら休めるのにといい声をいただいても、なかなかやはり歩道上のスペースがないと設置できないということでお断りした例はあるのではないのかなというところで、どういうところに声として多いかというのは、私の記憶ですと、私が担当していた頃に、ご自宅から駅に行って、そこから病院に行くようなところで、途中に一息休めるところがあるといいよねというお声をいただいた記憶はございます。あとは、商店街のほうから、商店街の歩道上にお休み石を置いていただけないかという声をいただいた記憶もございます。

○のだて委員

やはり様々な区民要望があって、この間、設置をしてきているということだと思いますけれども、先

ほど、バス停のところにはどうかということでも伺ったので、そこだけ伺えればと思いますが、やはり様々、場所の条件としては、課題があるところもあると思いますが、こうした安心して出歩けるという面では、高齢者だけではなくて、陳情にもあるとおり、小さいお子さんがいる方ですとか、障害を持っている方々にも寄与するものだと思うので、引き続き、設置を進めていただきたいというふうに思います。

最後、1点だけ答弁をお願いします。

○鈴木都市計画課長

バス停への設置でございますが、こちらも以前は区民の方からご要望いただいて、バス事業者と協議を行って設置を行ったという事例は確かにございますし、行って来たというところでございます。

区内全域のバス停に設置を行っていくかということ、現在、バス事業者のほうから、バス停の上屋の交換というか、改築といいますか、そうした事例が非常に多くなっておりまして、そのときに、広報、広告物、築造物も設置をして、その一環で、併せてちょっと座れるスペースも設置されてきているというような状況で、直接、区民の方から、どこそこのバス停に改めて設置していただきたいという声は、私がこちらに着任してから6年になりますが、そうした声は直接はいただいているというところで、バス事業者のほうでも、改修に合わせて座れるスペースを随時つけているというような状況でございます。

あと、先ほどご答弁申し忘れたのですが、やはりお休み石は、区内、23区の状況をつぶさに調査したわけではございませんが、やはり私もいろいろ他区に行って、歩道上にベンチが整備されているというのは、そんなに多くないのかなど。品川区独特の取組、独自の取組で、289基の区民の方が休んでいただける整備というのは、他区と比較しても、非常に、そうしたスポットの整備が行われてきたのかなという認識でございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○田中委員

積極的にお休み石等を設置をしていただいているということはすごく理解をしておりますが、設置する条件として改めてお伺いしたいのですが、61基が公園、広場等にあるということで、ここは設置しやすい場所だなと思いますが、道路に228基ありますが、道路といっても、どんな道路でもいいわけではなくて、いわゆる歩道だと思うのですが、歩道であれば設置できるということで、いわゆる歩道のない道路には設置はしていないのかなと思えるのですが、歩道以外の、歩道のない道路上には設置できるのでしょうか。

○鈴木都市計画課長

最終的には、国道、都道、区道、それぞれの道路管理者の占用許可をとってということでございますけれども、少なくとも今設置しているところで、歩道がないところに設置したという事例はないところでございます。恐らく歩道がないところの設置の申請を行っても、そうした占用許可、やはり通行上支障があるということで、占用の許可が下りないのかなというところでございます。

○田中委員

そういう意味で、すごく積極的に設置いただいているということは理解している上で、先ほどの議論にもありましたが、バス停のところ設置をという、確かに声はあるかと思いますが、やはりバス停がどこに設置されているかが大前提で、要は、バス停が歩道にあるところであれば設置しやすいですし、歩道のないところにあるバス停には、これは設置はしたくても、していただきたいという要望があった

としても、それはできないのはそもそもの条件だと思いますので、ですから、そういう意味では、設置できるところには、要は、歩道上には、要望があれば、これまでもずっと設置をしてきていただいているという、そういうようなご答弁をいただくと、理解も深まりますし、区民としては、こういう陳情者に対しても、いや、区は積極的にやっているのですよ、できる条件の中では、もう全面的にやっていますよということが言えますので、そういうことと受け止めております。

この陳情者にも直接お会いしました。例えば、武蔵小山と西小山の間のお買物をする方がよく通行する道路がありますが、そこにも設置してほしいというような声だったのですが、やはりそこには歩道がありませんでしたので、これは少し難しいですよという話をしました。

なので、陳情者に対する理解を深める上でも、そういう条件があるところでは、設置できるところには、もう既に数多く設置いただいているというふうに受け止めておりますし、陳情者にもそのようにお伝えをしていきたいと思っております。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

○木村委員

今、区内には、289基の椅子があるということをお聞きしました。これ以上は、品川区内では増えるという予定はないのか。そして、私自身も、今、つえをつき、難病を患ったせいで、本当に自分の足で歩くことが厳しい。どこかへ行くと、どうしても椅子を探しているのですが、椅子がないときには、道路と歩道との間の鉄の柵のところへ、よく腰掛けて休んでいるわけですが、本当にできる限り、そういうところにスペースがあれば、1基でも多く椅子が設置ができれば、多くの方々が、今、高齢者の方でつえをついたり、障害持った方を大変多く見受けます。何となくそういう人を見ると、私もほっとするわけですが、そういう方々のためにも、1基でも多くつけられるようなお考えを、今、289基と言っていましたけれども、それ以上増やす予定はないのか、そういう点についてもお聞かせください。

○鈴木都市計画課長

今後の設置増についてでございますが、基本的には、事業立ち上げ当初、一定、毎年計画的に増やしてきたというところの、例えば、今後、毎年5基、10基という予定は今のところないでございますが、基本的には、もうしばらく維持管理、修繕のほうに力を注いでいきたいというところでございますが、一方で、全く増やさないのかということではなくて、やはり個別にお声をいただいて、検討して、設置できそうなところについては、その都度、個別に予算化する、あるいは、区の公共施設の建て替えに合わせて、その広場上空地のところに設置してきた経緯もございますので、そうした様々な建築行為の中で、あるいは、再開発事業の中で設置していただいた事例などもございますので、そうした中で、できるだけ設置可能な場所について、しっかり検討して、声をお聞きしながら進めていきたいというところでございます。

○木村委員

本当にこれから高齢者がどんどん多くなり、寿命が伸びたということで高齢者がだんだん増えてきました。そういう中で、やはり障害を持っている方もたくさんいらっしゃいますし、一人でも多くの方々が、この品川に住んでいてよかったなと思えるような、やはりそういう品川区にするためにも設置をしていただければと思っています。これは意見です。よろしく願いいたします。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和5年陳情第49号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

陳情にあります品川区は圧倒的なベンチ不足と書いてありますけれども、平成8年度から、他区以上に、このしながわお休み石という部分で289基、区民の皆様の要望から始めたこのお休み石の設置という部分に関しては、ベンチ不足ということはないと感じます。

また、これから維持管理という部分に関して、やはりむき出しです、むき出しというか、雨ざらしというか、雨風にこうやって吹かれている部分で、これからやはり維持管理という部分は十分必要になると思いますので、そこら辺のメンテナンスはしっかりとさせていただきたいと思います。

○若林委員

本日結論を出したいと思います。

平成8年度からということで、思い返してみれば、本当に一時期、お休み石というご相談もたくさんいただいた記憶がありまして、つけられたところ、設置できなかったところ、本当に様々です。品川区では、ある意味で積極的に、こういった正に区民のお声、懇談を基にこういう事業をされて、ある意味で積極的に進められてきた。

今後もこういう方向性で進んでいっていただきたいなと思いますけれども、ここには区のほうで精査をしというような表現もあります。やはりこういう居心地のよさとか、高齢者のお話もございましたけれども、区が精査というよりも、やはりニーズにしっかりと対応して、つけられるところ、つけられないところ、逆にそここのところから精査をしていただくというほうが、実態には即しているのかなというふうに思いますので、そういった意味で、この陳情に関しては不採択で結構だと思います。

○木村委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

気軽に外出できる環境を整えることは必要だと考えますので、採択です。

○西本委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

本当にこれは品川区は思いが結構強かったかななどという思いはするのです。それで、住民の声、そして寄附をいただいて、共同で設置をしているという、そういう姿というか、事業展開をずっと見てまいりました。今は、改築というか、それをしている時期だということで、やはり289基ありますので、当然それは、いずれにしても老朽化してきますから、それを改築しなければいけないということは当然ながらありつつも、必要があったら要求をしていただいて、できれば区民の皆様方と一緒に設置をするというのは、これからも続けていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○田中委員

本日結論を出していただきたいと思います。内容は、趣旨採択で。

区のご尽力は評価した上で、陳情者、設置条件がどういうところにあるかできないかということは理解されない上での、ただ、健康面、高齢者の方等々の対応ということで設置を求められておりますので、趣旨としては、その方向性に合っていると思いますので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本日結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

それでは、結論を出すに当たりまして、採択、趣旨採択と分かれましたので、改めて、田中委員にもう一度確認をさせていただきたいと思いますが、採択、趣旨採択で意見が分かれた場合には、意見を一致させるかどうかという確認をさせていただいておりますので、もう一度そこのご判断をお願いしたいと思います。

○田中委員

では、苦渋の決断として、条件はどうしても、設置条件の中では最大限やっつけていただいているという判断をしますので、不採択で。

○新妻委員長

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和5年陳情第49号、品川区にベンチ設置場所を増やす陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

専決処分の報告について（報告第37号）

○新妻委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

専決処分の報告について（報告第37号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、報告第37号、和解および損害賠償額の決定に関する専決処分の報告について、報告いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、目黒川沿いの河川管理

用通路で起きた歩行者の転倒事故に伴う和解および損害賠償額の決定について、令和5年10月20日に専決処分いたしましたので、同条第2項に基づいて議会へご報告するものでございます。

議案資料の報告第37号をご覧ください。

事故の概要ですが、令和3年9月11日、午後9時頃、品川区東五反田二丁目14番先の目黒川河川管理用通路で、レンガ舗装の一部に段差が生じていたため、歩行者が転倒し、骨盤骨折等を負い、スマートフォン等を破損したものでございます。

示談の内容ですが、慰謝料、休業損害等の損害賠償金を品川区が支払い、以後、本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず、何ら異議申立てをしないことを確約するものです。

損害賠償額ですが、4万1,679円で、相手方は記載のとおりでございます。

本件事故を受け、当該箇所の補修を行うとともに、近傍で舗装形態となっている箇所の点検を行いました。日常の道路パトロールや点検により一層努め、安全な道路の管理に努めてまいります。

今回の事故を真摯に受け止めまして、事故の再発防止に努めてまいります。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

事故があったところは補修されたということで、よかったですと思いますので、今後、気をつけていただきたいと思います。あと、今回の転倒事故や和解に至る経緯を伺いたいと思います。

損害賠償額については、慰謝料や休業損害等ということで書かれておりますが、その内訳を伺いたいと思います。

○森道路課長

今回の事故についてですけれども、記載の日時において、雨は降っていなかった、曇りの状態であったということでございますけれども、転倒されたということで、ご自身で警察と救急車にご連絡をされて病院に行かれたというふうに聞いています。令和3年9月から令和4年8月頃まで通院を繰り返されたというふうに聞いています。

令和3年のことでございますけれども、区のほうから何度か書類の提出を、いかがでしょうかということで問合せをさせていただいたのですが、なかなかお忙しい方のように、資料の提出等が進まずに、ここまで来たというところでございます。令和5年に入りまして、書類も整い、示談の内容も整ったということで専決処分をさせていただいたところでございます。

内容についてですけれども、治療費とスマートフォンの修理費、それから慰謝料と休業損害ということで、当事者の方から申告をいただいているというところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○西本委員

今のご答弁で聞き逃したと思うのですけれども、事故が起きた、その相手方から申告があったという理解でいいですか。

○森道路課長

委員おっしゃるとおりでございます。実際に事故を起こされて、その方からご連絡をいただいて、道

路上でこけたのだというお話でした。スマートフォンが壊れて、骨折もしたというお話で、どこですかという話も聞きながら、ここですという申告を受けて、それで補修もさせていただいた。その後、区のほうから補償をさせていただく流れといたしましては、治療費だとか、そういったものが全部終わって書類がそろわれて、その金額に対して区のほうの過失の割合を掛けた形で損失の補償額が決まってくるというような形でございます。

何割かという話は、保険会社のほうで設定をされて、その金額を区としては受けて、それでご提示したというような形になっています。

○西本委員

これ、多分、区は品川区道が対象になると思うのですが、結構ちょっとしたところでつまずいたり、けがをされることが多々あると思うのですが、そういう場合に、本人から、こういうことがありましたという報告があれば対応できると思うのです。結構報告されないで終わってしまっているケースが多いと思うので、積極的に何かあったら言ってくださいというのは、言い難いところがありますが、その辺の対応はどうされる、やはり言われたらやるという形なのでしょうか。その前に、区道の点検は常にやっていただきたいという思いはありますけれども、でもやはり、結構こういうケースは多いのではないかと思いますので、対応の方法はいかがでしょうか。

○森道路課長

こういった事故が起きますと、当事者の方から、区道上でこけてしまったのですと、そういったお話をいただいて、何か補償がございますかというようなお話をいただくようなことがございます。いただいた上で、区のほうでしっかりと対応を誠実にさせていただくところでございますけれども、必ずしも補償が出るということでもございません。また、どうしてもパトロール等をやっているところではございますけれども、なかなか100%段差が生じないようにすることも現実問題としてかなり難しいところがございますので、歩いていらっしゃる中では、段差というのは、例えば点字ブロックも段差でございますけれども、そういった部分にある程度気をつけていただいて歩いていただくということも必要なかというふうに思っておるところでございます。

区といたしましては、先ほども少し申し上げましたけれども、しっかりと点検と補修を繰り返しながら、安全に歩いていただけるように、少しでも努めていくということかと思えます。

○田中委員

今回、河川管理用敷地の通路のレンガ舗装での事故でありましたけれども、今も話がありました、各所にレンガ舗装と歩道が結構ありますし、私、旗の台方面に住んでいますが、道路なのですが歩行用スペースとなっているところ、交差点の辺りもレンガ敷きになっていたりで、結構多いのです。我々健常者は、ちょっとした段差は避けられますけれども、高齢の方とか、車椅子の方は、ちょっとした段差も大きな障害になってしまう中で、今回のような事故が起きてしまうと、やはり歩道の在り方、レンガ敷きが、特に商店街の見栄えの観点で積極的に取り入れた時期もあったかと思うのですが、一方で、そういう事故があったりで、経過すると段差がより激しくなったり、あるいは、沿道の樹木の根っこが大きく成長すると持ち上げてしまって、それが大きな段差になっているケースも見受けられますが、今回のような事故が起きたことに伴って、レンガ敷き、レンガ舗装に対する見直しまでいくのかどうかあれですが、安全面から、私はぜひ積極的にご検討いただきたいと思えますが、ご感想というか、ご対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○森道路課長

今、委員おっしゃられましたように、レンガ敷き、インターロッキングブロックというもの、あとは平板ブロックと、20cm角ぐらいのブロックであったり、当然、景観だとか、それから、例えば、歩いている中で、歩道部分が水が染み込みやすいとか、そういった部分もございます。一時期、大分整備をされてきたところがございますけれども、古くなってきますと、どうしても段差が出てくるというところでは、以前もそういったブロックのところをアスファルト舗装に替えたところもございます。あるいは、レンガ状ではあるのですが、そういった段差がつかないような、アスファルト敷きに色をつけたり、レンガの模様をつけたりということもございますので、今後はそういった技術もしっかり使いながら、安全な歩道を整備していきたいというふうに考えています。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○若林委員

参考までにお聞きしますが、例えば1㎡辺り、今お話に出ているレンガ状のもの、インターロック、通常のアスファルト等の舗装、これ、維持管理費は大分違うのでしょうか。何か数字をお持ちであれば、参考までにお聞きして、維持管理費の面から見ても、また、安全安心の面から見ても、今後はこちらのほうが、こういう歩道、道路のサーフェイス、表面はふさわしいよねという議論の参考にもなるかもしれませんので、お聞きします。

○森道路課長

すみません、管理費として、1㎡辺りというものを計算してはいないので、明確にお答えはできないのですが、肌感覚といたしましては、インターロッキングブロックのほうが高かろうというふうに考えておりますし、道路管理をするだけの視点でいきますと、アスファルト舗装が一番管理しやすいというところはございます。

ただ、まちの景観とか、そういったものもございまして、地域の要望でつくっている部分もございまして、周囲の方々のご意見をいただきながら、安全な歩道にしていきたいというふうに思います。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

4 その他

○新妻委員長

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会に係る項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時43分閉会